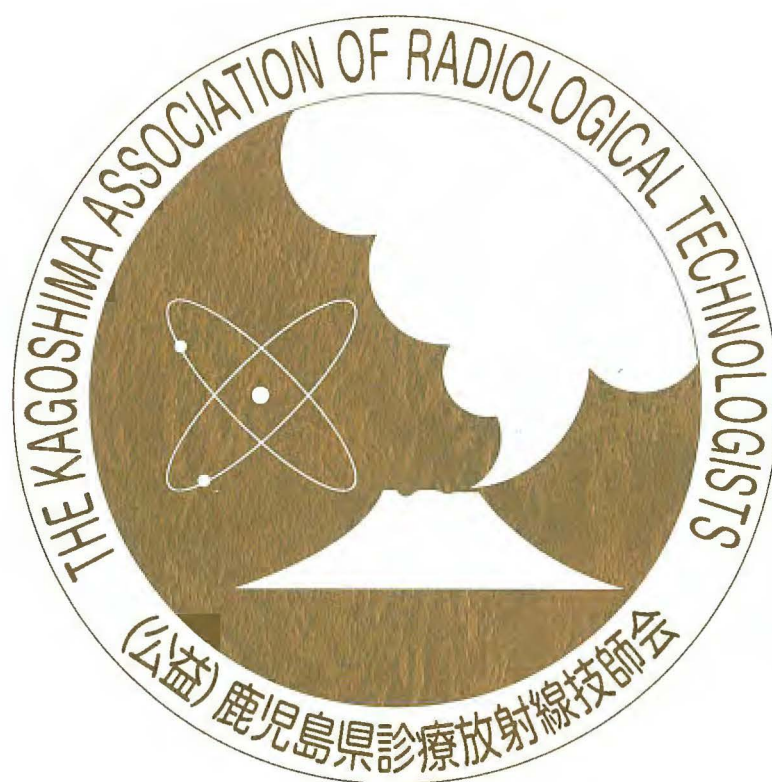


公益社団法人 記念誌及び規程集



組織と活動 2014 年

＝第 3 版＝

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会

目 次

公益社団法人移行1周年記念祝賀会挨拶 会長 池田 睦	1
公益社団法人移行一周年・記念講演 鮫嶋宗俊	6
公益社団法人移行一周年・記念講演 スライド	8
鹿児島県診療放射線技師会公益法人移行1周年記念式典挨拶 会長 池田 睦	18
公益社団法人移行1周年記念祝賀会祝辞 元会長 村山光生	19
公益社団法人認定書	21
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定款	22
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定款細則	30
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 組織図	34
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 職務権限規程	35
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費未納入者に対する除籍手続き規程	38
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 公印規程	39
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 役員選挙規程	40
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 慶弔規程	42
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 地域運営規程	43
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 連絡網	44
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 表彰規程	53
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 表彰規程細則	54
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 叙勲申請に関する規程	55
鹿児島県原子力等防災連携計画	57
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 大規模災害医療支援計画書	70
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 役員等の報酬及び費用の支給に関する規程	71
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費免除に関する規程	73
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費免除申請書	74
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費及び諸経費徴収規程	75
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会計処理規程	77
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 入退会等に関する規程	81
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 退会届	83
公益社団法人日本診療放射線技師会 入会・再入会・登録情報変更・退会申請マニュアル	84
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 組織構成表	87
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 研究会代表・世話人名簿	91
公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 部会代表一覧	95

公益社団法人移行 1 周年記念祝賀会挨拶

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

会長 池田 睦

平成 26 年 6 月 21 日（土）

パレスイン鹿児島

公益社団法人 1 周年記念祝賀会に際してご挨拶を申し上げます。

先ほどの記念講演会では鮫島監事から講演をしていただき誠にありがとうございました。

私が社団法人鹿児島県放射線技師会会長を拝命したのは平成 21 年 4 月からで、西本前会長の後を受けての会長就任でした。

当初より公益法人移行の件は分かっていましたし、移行は遅くとも平成 25 年 12 月までに移行しなければ法人格は消滅し県技師会も消滅するという最悪の事態は避けなければならないプレッシャーがありました。新公益法人制度の施行は平成 20 年 12 月 1 日から開始されており、私が会長に就任した平成 21 年 4 月には新公益法人への移行がすでに始まっていた。最初は何から手を付けていいのか分からず、財務に就任した中島理事と一緒に公益法人の講演会に数回足を運びました。

しかし、会長就任後 1 年は全く手を付けられない状態で時間だけが進んで行きました。

民法第 34 条によって設立された社団法人及び財団法人は全国で平成 18 年の段階で国が管理する法人数は 7,000 弱、都道府県が管理する法人数は 18,000 強の合計約 25,000 もの法人が存在していました。

公益法人制度改革の目的は民間非営利部門の活動の健全な発展と主務官庁の裁量に元づく許可の不明瞭な法人の整理だといわれていました。何でもかんでも法人化した組織を再度整理するのが目的のようでした。鹿児島県においては 200～300 の法人組織が存在しておりその団体が平成 25 年 12 月を目指して新公益法人への移行を考えていました。移行する団体の数を考えた場合、最終年度の移行は公益申請が重なりかなり混雑するだろうと予測を付けて平成 24 年度の公益申請を目指そうと考えていました。

鹿児島県では他県に比べて行政側の対応が素晴らしく、鹿児島県の公益認定を掌る学事法制課が率先して公益認定の対応を積極的に行ってくれたことが大きなバックアップでした。公益社団法人もしくは一般社団法人に移行するのか各県の放射線技師会でも思案中で、実際、九州 8 県の放射線技師会でも公益社団法人を目指した県は鹿児島県、大分県、福岡県の 3 県しかありません。残りの 5 県は諸事情もありましたが、行政側の審査が厳しかったせいもあり、まずは移行しやすい一般社団法人になり、その後公益社団法人を目指そうと言うものでした。その点では鹿児島県の行政は我々コ・メディカル

の医療団体はこれまでの公益性の高い事業活動を行ってきたのに、何故、公益社団法人を目指さないのかと叱咤激励を受けるほどでした。先に公益社団法人に移行したコ・メディカルの団体とこれから公益を目指そうとするコ・メディカル団体の会合を数回計画し、移行する時のノウハウを直に聞く機会を設けて頂けたことが大きかったです。

平成 22 年になり、会長職にも慣れ、新公益法人移行への気持ちが高まってきましたが、すでに新公益法人制度開始から 1 年以上が経過していました。ここで 1 番の問題は社団法人鹿児島県放射線技師会の定款の改定でした。

社団法人鹿児島県放射線技師会は多くの諸先輩方の苦勞により平成元年 3 月 31 日に全国で 35 番目に認可された「社団法人」であります。当時の執行部の方々の法人化への準備は大変な事だったと記憶しております。そのため、定款も熟考され、現在見直しても非常に完成度の高い定款となっていました。ただ、社団法人の定款には定款を改定するには総会を開催して 4 分の 3 以上の会員の承認を得なければならず、しかも、委任状を認めないと言うものでした。当時の行政側の指導によりこのような定款になったと予想されます。

委任状出席がなく鹿児島県内の全会員の 4 分の 3 を集めるのは不可能に近いことです。現在もそうですが、総会の成立に必要な定足数の過半数の委任状を集めるのも苦勞して



いるのに、委任状を認めない実際の参加者だけで 4 分の 3 を集める、しかも各支部が存在し鹿児島県は離島まであるのにそれは 100% 無理な話でした。会員数も当時は会費の納入期限を過ぎた、しかも 2 年間も納入実績のない会員もいつかは払ってくれるであろうと言うことで県技師会の会員に含めていましたが、このような会員まで含めると 4 分の 3 の会員数が

大きくなり定数を満たさなくなりますので、2 年間会費滞納の会員は除籍ができる規程を作成し会員数の確定をいたしました。

平成 22 年度では県技師会会員数 450 名のうち会費未納の会員が 70 名近くおられました。会費の納入督促の徹底と除籍規程の活用によって、最終的には平成 23 年 10 月 16 日の定款改定臨時総会では正会員数を 413 名に確定し、その 4 分の 3 の 310 名以上の会員を集めることになりました。

定款の改定については西本前会長時に WEB 会議という方法を提案されており、鹿児島県放射線技師会にとっては唯一の会員を集める方法と思い、その可能性について具体的に検討を始めました。新公益法人制度マニュアルの熟読や県保健医療福祉課での担当官との折衝において WEB 会議の可能性も高まってきました。鹿児島県のバックアップが大きかったのはこの点もあります。通常は県に相談した時点で不可能と判断されたでしょう。

平成 22 年から平成 23 年の臨時総会の前までに、各支部研修会において公益法人移行の説明を行いました。現在の特例民法法人は期限付きの法人であること。移行しなけれ

ば鹿児島県放射線技師会は消滅すること。一般社団法人か公益社団法人かの選択等々の説明を行いました。会員の皆様からたくさんの質問を受けました。質問された会員は支部研修会に出席なさっている会員ですが、未出席の会員への周知は会報やニュースにしか頼ることが出来ませんので、310名以上の会員の出席については臨時総会直前まで不安の残る問題でした。

平成22年度の初期において新公益法人に移行していたのは医療施設では今給黎総合病院のただ1施設と審査段階中なのが医療団体では理学療法士協会等々の1~2団体のみでした。



定款改定もありましたが、鹿児島県放射線技師会の活動はこれ以外にもあり、平成23年11月5日、6日には第6回の九州放射線医療技術学術大会も予定されており、1年前からの会場の選択やプログラム案、特別講演講師の手配等、学会準備も始まり（実際にはその前から動いていました）当時の執行部には大変忙しい時期でもありご迷惑をおかけしました。心から感謝しております。

平成23年度になり本格的に定款改定のためのWEB会議の準備を進めていきました。定款も公益社団法人に対応した定款を作成し、県医療福祉部医務係と数回の書類のやり取りを行いました。また公益社団法人に必要な各種の財務書類や事業費率も中島理事さんがまとめてくれてまして、新定款と同時に校正を繰り返していました。最終的には公益審査系の学事法制課に提出して最終審議を行い、審査が終わった時点で定款改定の臨時総会を行い会員の承認を貰う段取りで、予定では臨時総会は平成23年の10月と見込みました。

平成23年10月16日（日）定款改定の臨時総会を開催しました。WEB会場は鹿児島大学医学部鶴稜会館をメイン会場として、鹿児島支部会員、南薩支部会員に集合してもらい、他のWEB会場は鹿屋医療センターに大隅支部会員、阿久根市民病院に北薩支部会員、霧島市立医師会医療センターに霧島・始良支部会員、県立大島病院に大島支部会員に集合してもらいました。参集していただいた会員数は正総会員数413名のうち各地域合計321名の参加があり4分の3以上の出席が得られ定款の改定が無事に行えました。ご協力いただいた会員、関係諸兄には大変感謝申し上げます。

当初は24年4月に公益社団法人移行を予定しており平成23年10月の定款改定で間に合うと予想しておりましたが、11月の学術大会の準備や諸事情により平成25年4月を目標にしてじっくり申請書を作成することにしました。

申請書を作成する時点でも学事法制課より色々な指導があり、事務所の事務員不在の問題をどうするのか、有給財産の処理等々、解決しなければならない問題が多くありました。事務員不在の問題は理事が交代で事務処理に当たること、ホームページ上での連

絡体制、メール対応等々、有給財産の問題は事務所立替費用や特定費用準備資金等として当てる事で納得して貰いました。

平成 24 年度になり本格的に申請書の作成に入り、最初 7 月に県の学事法制課に 1 回目の申請書を提出しました。これ以降、メールでの申請も含めて合計 7 回の申請書のやり取りを行い、平成 24 年 12 月 21 日に開催



されました「公益法人審査会」において鹿児島県放射線技師会が公益法人認定の基準に適合すると認められ、鹿児島県知事宛に答申書が提出されました。これにより平成 25 年 4 月 1 日付けで公益法人鹿児島県診療放射線技師会が誕生することになりました。この後、鹿児島地方法務局への法人登記へ 2 回ほど訪れ、法人登記も無事に終了し、平成 25 年 4 月 1 日付けで公

益社団法人鹿児島県診療放射線技師会に移行することが出来ました。

思えば公益法人移行に動き出したのが平成 22 年度の半ばでした。多くの方々のご協力により公益社団法人へ移行することが出来ました。

鹿児島県の行政のお力添えやバックアップがなければ到底無理だったでしょうし、定款の改定には会員の方々のご協力がなければこれも不可能であり、また、WEB 会議の方法や設定等の準備と実際の行動、さらに同じ平成 23 年 11 月には学術大会も控えていて、その準備もしなければならぬ理事の皆様方にも大変な労力をおかけしました。理事の皆様方の一致団結した協力がなければ臨時総会も成し得なかったと思います。特に当時の総務担当理事でした豊田さんには学術大会の各種の総務関係の準備で忙殺中にも拘らず、定款改定の定足数の確定に奔走していただきました。また財務担当理事の中島さんには公益社団法人財務諸表を一手に引き受けて下さり、内容の記載から申請までお願いしました。さらには県医療福祉部医務係や学事法制課へ申請前のヒヤリングへも同行していただき誠に感謝いたしております。また、学術担当の藤崎理事にも学会準備の最中、定款改定の WEB 会議の準備や臨時総会当日の運営について奔走していただき感謝いたします。その他の理事さん方も会長が公益申請で忙しい折、実行委員長の新村副会長を初め、理事の方々の学会の成功に向けて大変な労力を頂き感謝申し上げます。さらに公益社団法人申請書の作成に当たって、キャノン株式会社の今吉さんには申請の最初からご指導いただき、申請書作成のノウハウを教えてくださいました。また公益法人審査会や法人登記にもご同行頂き本当に感謝いたします。

公益社団法人に移行して 2 年目に入ります。診療放射線の啓発や県民医療・福祉の増進のために公益活動をさらに推進していくことが診療放射線技師会並びに診療放射線技師の今後の発展と繋がって行くものと思っております。

今夜は放射線業界の薬剤メーカーや機器メーカーの皆様もご出席いただき感謝しております。これからもお互いに助け合い、診療放射線の有効利用や県民医療への貢献に協力していきたいと思っております。



公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

記念祝賀会出席者

公益社団法人移行一周年・記念講演

「県技師会 67 年のあゆみ」

平成 26 年 6 月 21 日（土）

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

監事 鮫嶋宗俊

<講演要旨>

本日の公益社団法人移行一周年の記念式典や祝賀会は、先輩たちが築いてきた歴史を振り返り、先人の苦難の道のあったことを知り、これを貴重な糧として将来展望をする



貴重な機会でもあると思います。県技師会 67 年の歴史を短い時間で言い尽くすことはできませんが、県技師会成長過程の大きな流れをスライドでご紹介したいと思います。

県技師会は、昭和 22 年 11 月診療エックス線技師法制定以前に 12 ～ 13 名の有志により創立され身分法制定運動、技師法改正運動、職業確立などの 42 年間の苦難の時代を乗り越え、平成元年 3 月法律上、社会的存在が認められた社団法人となり、名実共にゆるぎない医療専門職能団体となりました。それ以後、県民のための技師会となるべく、会員の資質の向上と公益事業を二本の柱として推進し活動して来ました。

ところが今回の法改正による公益社団法人化問題は県技師会にとって経験したことのない最大の試練でした。新制度の公益社団法人へ移行できるかどうかは、これからの県技師会がどのような形で存続していくのか大きな転換点であり、社会的信用を得られる団体として存続していくためには公益社団法人への移行しかありませんでした。しかし、公益社団法人へ移行するためには県技師会には越えなければならない大きな壁がありました。会員の 4 分の 3 以上が一堂に会し、賛同を得るという定款改訂です。このように不可能とも言えるこの定款改訂になにか手立てはないかを鹿児島県と折衝を重ねウェブ会議という方法を見つけました。ウェブ会議であっても会員の 4 分の 3 以上に出席いただくことは並大抵なことではなく、各施設の技師長や会員一人ひとりに県技師会の危機的状況を説明するローラー作戦により出席をお願いするなど万策を講じました。平成 23 年 10 月、定款改訂・特別臨時総会に漕ぎ着け、鹿児島支部・南薩支部会員が結集する鹿児島大学病院鶴陵会館を主会場に 5 会場をつなぎウェブ会議を行い、県技師会の法律である定款を



公益社団法人運営にふさわしいものへと改訂することができました。事業推進に必要な役員増を図ること、組織力を高めるため支部長を理事として組織に位置付けること等の組織体制の見直しも行われました。

定款改訂により、やっと公益社団法人化への申請ができることとなりましたが、公益法人申請には公益事業比率が50%以上、財務的問題、事務所人員・事務処理問題などのハードルも高く、鹿児島県との度重なる折衝、申請書作成には修正を重ね、平成25年3月19日鹿児島県知事から公益社団法人として認定されました。知事からの認定を受け、法務局へ登記を行い平成25年4月1日付で受付処理され、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会が創立されました。

定款改訂、公益社団法人申請など大きなハードルがありましたが、社会的信頼の得られる団体・公益社団法人に移行することができましたことは、地域社会の中の専門職と



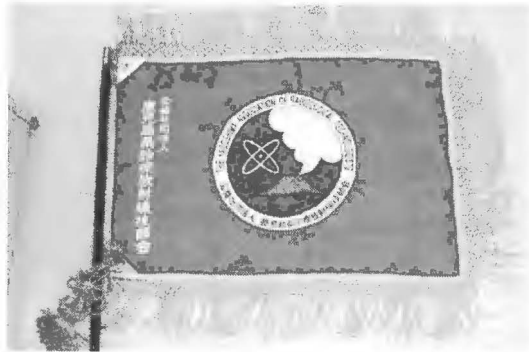
しての社会的責務や職制の向上を願う会員の篤い想いが実ったものであると思います。先輩たちから受け継いだ県技師会をさらに前進することができましたことは、会員の皆様のご理解とご協力、そして現執行部の筆舌に尽くせぬご努力の賜であり、今回の定款改訂、公益社団法人化においての執行部のご苦勞、流した汗の記録は県技師会の歴史に大きく刻みこまれて

いくものと思っております。これからは、さらに社会を構成する一団体としての責務を認識し、医療社会の中に留まることなく、社会への働きかけが重要だと思います。

創立67年のあゆみをスライドに示すように見てきましたが、これらは足跡の一端に過ぎずこれらの他に多くの活動があり事業が展開されております。これらの記録の一つひとつの裏側には、その時代時代を生き抜いてきた執行部、先輩諸氏の苦闘があったことを決して忘れてはならないと思います。歴史の一齣一こまに大きな変革が記され、内憂外患を克服してきた道程は、月並みな言葉では言い尽くせないものがあります。ここまで育てていただきました歴代会長はじめ歴代役員、諸先輩の方々の労苦に対し心からの敬意を表する次第であります。一つの小さな組織が決して平坦ではなかった67年の歴史を歩み、会員の結集によって大きな発展をなし得たことは誇れるべきことであり、次世代へ受け継ぐべき大きな財産であります。私たちは先輩諸氏の銀杏辛苦の67年の歴史の上に立って、しっかりと現在を見据え、そして国民のためにあるべき診療放射線技師職を目指し、未来を切り開いて行かなければならないと思います。

ご清聴ありがとうございました。

祝・公益社団法人設立



創立前史

(～昭和22年10月)

明治28年 レントゲン エックス線発見
明治31年 キューリー夫妻ラジウム発見
明治42年 国産第1号医療用X線装置開発
大正10年 鹿児島県にエックス線技師誕生
宇都紋次郎氏県立鹿児島病院
エックス線技師就任
昭和18年 鹿児島県結核予防会主催
エックス線技師養成講習会開催
昭和22年7月 日本エックス線技師会創立

67年のあゆみ

(昭和22年11月～平成26年)

昭和22年11月 鹿児島県エックス線師会創立
会員数12～13名
昭和26年 3月 結核予防法制定
昭和26年 6月 診療エックス線技師法制定
昭和27年11月 第1回診療エックス線技師特例
試験
昭和28年 鹿児島県エックス線師会総会
開催 出席者35名
(会場:鹿児島市立病院)
昭和28年 7月 鹿児島県エックス線技師会
会報第1号発行 (50部)

昭和32年 6月 放射線障害防止法制定

昭和37年11月 第16回(社)日本エックス線技師会
並びに日本放射線技術学会
九州地方会開催
(会場:鹿児島大学学生会館)

昭和39年 9月 (社)日本エックス線技師会主催
技師法改正に備えた診療放射
線学講習会開催(6日間)

昭和41年 4月 第22回(社)日本放射線技術学会
総会開催

(会場:鹿児島中央公民館)



昭和42年 (社)日本エックス線技師会主催
診療放射線技師国家試験

受験資格取得講習会開催

昭和43年 9月 診療エックス線技師法改正
診療放射線技師誕生

昭和43年11月 第1回診療放射線技師国家試験
(会場:熊本商科大学)

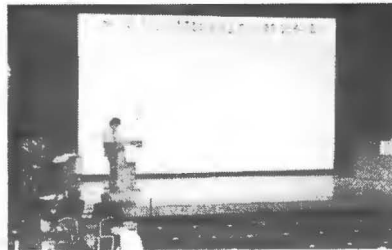
昭和44年 5月 鹿児島県エックス線技師会を
鹿児島県放射線技師会に名称
変更

昭和46年10月 第23回(社)日本放射線技師会
並びに日本放射線技術学会九州地方会
開催(会場:鹿児島市医師会館)

昭和54年 9月 (社)日本放射線技師会
教育会館落成

昭和55年 6月 第31回(社)日本放射線技師会
並びに日本放射線技術学会
九州地方会開催

(会場:鹿児島市立病院)



昭和58年 6月 (社)日本放射線技術学会鹿児島
支部と鹿児島県放射線技師会が
分離運営となる

昭和58年11月 診療放射線技師法及び診エックス
線技師法の一部改正
職種一本化

昭和63年11月 第1回大隅地域研修会
(会場:県立鹿屋病院)

12月 第1回北薩地域研修会
(会場:いむた池いこいの村)

昭和62年8月 鹿児島県放射線技師会

第1回あなたのための放射線展

(会場:鹿児島三越デパート)



平成元年 3月 社団法人鹿児島県放射線技師会
設立

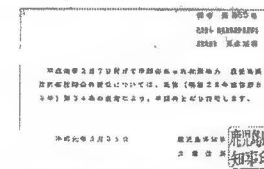
平成元～3年 (社)日本放射線技師会主催
全国統一講習会開始(8日間、4
回)

(会場:南九州中央病院)

平成3年 3月 臨床実習指導者養成講習会

(会場:都城市)

平成3年 4月 鈴鹿医療科学技術大学開校



平成5年 4月 診療放射線技師法 一部改正

1. MRI, 超音波、無散瞳眼底検査撮影の
業務拡大
2. 守秘義務の規定
3. チーム医療の規定
4. 罰則規定の見直し

平成6年 6月 「(社)鹿児島県放射線技師会
45年記念誌 並びに
日本放射線技術学会
鹿児島支部のあゆみ」 発刊

鹿児島県放射線技師会
45周年記念誌

日本放射線技術学会
鹿児島支部のあゆみ

平成6年 9月 (社)鹿児島県放射線技師会主催
超音波講習会開催

(会場:鹿児島市医師会病院)

平成8年11月 平成8年度九州放射線技師学術
大会開催 (会場:JA鹿児島県会館)



平成 9年11月 (社)鹿児島県放射線技師会
創設50周年記念式典

(会場:グリーンホテル錦生館)

平成11年 3月 (社)鹿児島県放射線技師会
事務所落成記念式典

(会場:ステーションホテル ニュー鹿児島)



平成15年 1月 (社)鹿児島県放射線技師会

小冊子「あなたの健康と放射線」発刊



平成15～16年 (社)日本放射線技師会
生涯学習ADセミナー開催(11日間)

「医療安全学」、「看護学」、「医療学」、「救急医療学」

(会場:鹿児島大学病院、アステム社5階ホール)

平成16年 6月 (社)鹿児島県放射線技師会
ホームページ開設



平成16年10月 (社)鹿児島県放射線技師会
「市民健康まつり」主催団体
「放射線展・放射線相談」

(会場:鹿児島アリーナ)

平成16年11月 (社)鹿児島県放射線技師会
秋季学術大会各支部右回り
第1回は南薩支部で開催
(会場:県立薩南病院)



平成17年 3月 (社)鹿児島県放射線技師会
「法人化設立15周年・会報発行
100号記念誌」発刊

平成17年 (社)日本放射線技師会主催
認定資格取得講習会開催
「放射線管理士」、「放射線機器管理士」
(7日間)(会場:鹿児島大学病院)



平成17年 7月 診療放射線技師法一部改正
放射線取扱の拡大
1)陽子線及び重イオン線
2)中性子線

平成17年11月 (社)鹿児島県放射線技師会
鹿児島県原子力防災訓練参加

平成18年 4月 鹿児島市夜間急病センター
放射線業務開始

平成18年10月 (社)鹿児島県放射線技師会
レントゲン週間イベント開催
(会場:山形屋文化ホール)
市民公開講座・放射線展
無料乳がん検診・骨密度測定



平成20年 2月 (社)鹿児島県放射線技師会
創立60周年記念式典・祝賀会
(会場:ホテルパレスイン鹿児島)

平成20年10月 平成20年度(社)鹿児島県放射線
技師会秋季学術大会
(会場:鹿児島県大島支庁大会議室)

平成21年 6月 第25回放射線技師総合学術大会
並びに第12回東アジア学術交流
大会(会場:鹿児島県民交流センター)



平成21年9月リーダー育成研修会
(会場:鹿児島大学医学部第4講義室)

内容

「医療法立入検査の実際」
「平成22年度診療報酬改定に向けて」



平成21年10月 第26回市民健康まつり
(会場:鹿児島アリーナ)
平成22年11月 平成22年度(社)鹿児島県放射線
技師会秋季学術大会
(南薩支部、会場:県立薩南病院)



平成23年10月 (社)鹿児島県放射線技師会
特別臨時総会(定款改訂)

WEB会場

1. 鹿児島支部・南薩支部
(鹿児島大学病院鶴陵会館)
2. 北薩支部(阿久根市民病院)
3. 霧島・始良支部
(霧島市立医師会医療センター)
4. 大隅支部
(県民健康プラザ鹿屋医療センター)
5. 大島支部(県立大島病院)

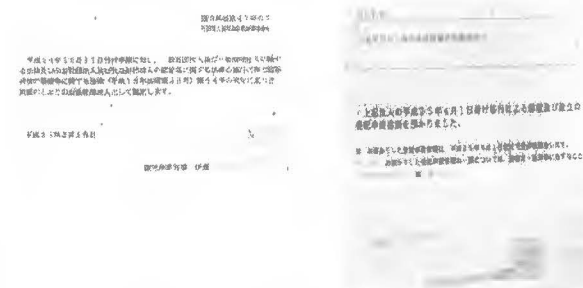
平成23年11月 第6回九州放射線医療技術
学術大会
(会場:鹿児島県文化センター)



平成24年7月 第9回フレッシューズセミナー
開催



平成25年3月 社団法人鹿児島県放射線技師会
公益社団法人移行決定
平成25年4月 公益社団法人鹿児島県診療
放射線技師会創立



平成25年 4月 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会臨時総会開催

公益事業

1. レントゲン週間に放射展・市民公開講座
2. ホームページによる県民への情報発信
3. 市民健康まつり
4. リレー・フォー・ライフ・ジャパンかごしまへの参加
5. 原子力防災支援
6. 夜間急病センター放射線業務受託



公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会
役員

理事16名以上20名以内

会長 1名

副会長 2名

常務理事 11名

地域理事 6名

(鹿児島、南薩、北薩、霧島始良、大隅、大島)

監事 2名

平成25年1月・8月 静脈注射(針刺しは除く)
講習会開催



平成26年3月 レントゲン週間イベント開催
市民公開講座

「医療現場におけるコ・メディカルの役割」

講演

1. 「医療現場における理学療法士の役割について」
2. 「医療現場における臨床検査技師の役割について」
3. 「医療現場における臨床工学技士の役割について」
4. 「医療現場における診療放射線技師の役割について」
5. 「どうすれば診療放射線技師になれるの、その将来は」

診療放射線技師法

- 昭和26年 6月 診療エックス線技師法制定
- 昭和43年 9月 診療放射線技師誕生
(診療エックス線技師との2本立て)
- 昭和58年11月 診療放射線技師に一本化
- 平成 5年 4月 診療放射線技師法一部改正
 - 1) MRI, 超音波、無散瞳眼底検査
撮影の業務拡大
 - 2) 守秘義務の規定化
 - 3) チーム医療の規定化
 - 4) 罰則規定の見直し
- 平成17年 7月 診療放射線技師法一部改正
 - 1) 陽子線及び重イオン線
 - 2) 中性子線

診療放射線技師法改正予定

1. 核医学診断装置
2. 胸部検診車による医師の立会不要
3. 造影剤注入器による造影剤の投与
4. 検査終了後の抜針・止血
5. 上部消化管の経口投与、下部消化管
チューブ挿入・造影剤投与
6. 画像誘導放射線治療の肛門カテーテル
の挿入・空気の吸引

教育の変遷

- レントゲン技手、技師 → 徒弟教育
- 昭和26年 診療エックス線技師法制定
教育制度創設
診療エックス線技師 → 専門学校2年
- 昭和43年 診療放射線技師 → 専門学校3年
短大3年
- 平成 3年 診療放射線技師 → 専門学校3年
短大3年
大学 2校
- 現在の教育機関

45校	
大学	31校
短期大学	1校
専門学校	13校

 大学院

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会 歴代会長名簿一覧

初代	中島 藤一郎	第9代	福屋 哲夫
第2代	湯窪 一雄	第10代	黒岩 保雄
第3代	稲葉 松尾	第11代	米倉 誠耕
第4代	税所 篤正	第12代	湯ノ口 武司
第5代	前村 国夫	第13代	村山 光生
第6代	湯窪 一雄	第14代	岡田 淳徳
第7代	有馬 春男	第15代	鮫嶋 宗俊
第8代	下野 哲勇	第16代	西本 孝市

診療放射線技術とともに67年

公益社団法人移行1周年
記念式典
祝賀会

そして、いま、
未来に向かって

鹿児島県診療放射線技師会公益法人移行 1 周年記念式典挨拶

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

会長 池田 睦

平成 26 年 6 月 21 日（土）

パレスイン鹿児島

鹿児島県診療放射線技師会が平成 25 年度に公益社団法人に移行できました。移行にすることによって、今まで支部長としてお世話にいたっていました方々が地域理事として理事会の構成メンバーになりました。



坂下 周一郎氏

これまでの支部長暦のご苦勞を感謝状をもって報いたいと思います。また、旧大隅支部長の島見末治さんは前回、長年の支部長暦を評価されて感謝状の贈呈が終わっていますので今回は除きました。また旧大島支部長の田端一文さんは平成 25 年度からの地域理事でありますので、元支部長の中原隆重さんと出水田尚文さんに感謝状を授与いたします。



平賀 真雄氏

さらに長年選挙管理委員として活躍いただいた瀬戸和人さんと大迫良一さんにも感謝状を授与したいと思います。なお、表彰者の選出は平成 26 年 2 月 25 日に開催されました平成 25 年度表彰委員会において決定した結果を受けております。



岡野 三男氏



野中 康博氏



中原 隆重氏



瀬戸 和人氏



大迫 良一氏



出水田 尚文氏

公益社団法人移行 1 周年記念祝賀会祝辞

平成 26 年 6 月 21 日（土）

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

元会長 村山光生

（会長歴：平成 7 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日）

皆様こんばんは。ご紹介いただきました村山で御座います。

10 日前の午後 8 時過ぎに池田会長さんから、自宅に電話が飛び込んでまいりました。このお祝い場でメッセージをと厳命を受けましたので、僭越ながら、この場に立たせて戴いて居ります。唇は盃の方に、お耳はしばらくこちら側に戴きたいと思ひます。

本会も公益社団法人格を取得いたしました 2 年目に入っております。誠に御めでたい事であると認識をいたして居る 1 人でございます。

全国的に見回しても一般社団法人格で満足している県がおおよそ半数近くもある中で、私どもは、最初から公益社団法人化を目指しての活動を選択しました。その時のその英断に、私は、大きな拍手を送りたいと思ひます。

一つの団体・一つの組織にはそれぞれ固有の歴史があり、そこには必ず諸先輩方の並々ならぬご尽力が存在を致します。その精神は後輩達によって、脈々と受け継がれていくもので御座います。先ほどの講演会の中でのお話と重複致しますところは、ご容赦戴きまして、話を続けさせて戴きます。

先の第二次世界大戦後の混沌とした日本の世情の中で、“技師の集団をまとめ、資格を得て、職業人として成長していこう”という発案の元、全国的運動として技師会と言う団体の発足がありました。我が県に於いても、いち早く県内を組織化する・すなわち技師会を作ろうと言う作業が始まりました。その前段としまして、まず、全国の動きの把握・他県と足並みを揃えることが必要であり、東京での会議に出席・参加が必須で御座いました。そ



こで、まずは会議参加の旅費の工面がとなる訳ですが、会そのものがまだ存在しない段階での献身的作業ですので、もちろん予算はありません。個人の大切なカメラを処分して、旅費を工面されたと、ご本人から聞いた事が御座います。今は 2 時間足らずのフライトで着く東京との距離ですが、当時は鹿児島本線を SL が引っ張る桜島号・霧

島号の硬いシートに腰掛けて、かつ、所要時間 26 時間を要しての参加でありました。幾多

の困難を克服しながら、肉体的苦痛と非常に大きなエネルギーを要しながら、会の設立がめでたくなされ、現在がある訳で御座います。往時がとても尊く、偲ばれてなりません。

平成元年の社団法人格の取得も、自分達の永年の念願で御座いました。達成・成就に大いに沸き立ったことが、昨日のように思い出されますが、あれからもう 4 半世紀が過ぎて居ります。他の団体との比較になりますが、鹿児島県臨床検査技師会の法人化が平成 7 年です。我々の組織の法人化は、早くに先を見据えて動きが敏だったと言えると思います。

色々な歴史・編さんを経験しながら、現在の公益社団法人化と成るわけで御座いますが、多くの英知に恵まれて、研究会の数もとみに増えました。並びに、支部・地域の活性化も、強く推進されて来て居ります。近年、とりわけ地域に於ける綿密な研修会開催のなされようを会誌・ニュース等々で知る処で御座いますが、非常に慶びに耐えません。このまま大いに発展・前進して欲しいと思う処で御座います。

私どもの職業は言わずもがな、医療において診断の精度を大きく要求されて居ります。受けての患者・受診者が大きな益を得て、診療が終わらなければなりません。学術大会・研究会・研修会の場をより多く提供・実践する事によりまして、個人の精度の確立がなされ、ひいては県全体の精度の平準化がされるものと思います。更なる会員全体の団結力の強化と、会の組織率の向上推進がより一層改善なされ、その精度の確立がより強度なものに醸成されますよう、強く望むものであります。

甚だ、措辞で要を得ない内容となりましたが、明日からまた、大いに躍進・発展の公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会と成長を遂げられますよう御祈念申し上げまして、私の祝賀会に於ける祝辞にさせて戴きます。

ご清聴、誠に有難う御座いました。

公益社団法人認定書

指令保福第47号の3
社団法人鹿児島県放射線技師会

平成24年12月11日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定します。

平成25年3月19日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線及び診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発並びに診療放射線技師の資質の向上を図る事により、地域医療の振興と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への診療放射線及び診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発及び地域支援活動並びに広報活動に関する事業
 - (2) 県内の診療放射線技師の資質向上に関する事業
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は鹿児島県内において行うものとする

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 県内に居住又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 準会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の個人又は団体であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。
 - (3) 準会員は総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(名誉会員)

第6条 この法人の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員であって、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者をいい、法人の会務について諮問に応ずる責務を有する者を名誉会員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 正会員は、総会で定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、この限りではない。

(会員の責務)

第9条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければなら

ない。

(退会)

- 第 10 条 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。
- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
 - 3 正会員が、毎年度 9 月 30 日までに当該年度の会費を納入しないときは、勧告し、なお納入しないときは、理事会の議決をもって退会を勧告することができる。
 - 4 前項の勧告に応じて退会した者が、未納の会費を退会後 6 月以内に納入したときは、理事会の議決により再入会させることができる。

(会員資格の喪失 (除籍))

- 第 11 条 会員が第 8 条及び第 10 条第 3 項に反し会費を 2 年間滞納し、さらに督促しても納入せず、また退会勧告に応じず、かつ退会届を提出しない者は理事会の決議により除籍とする。
- 2 除籍の報告は本人への通知及び総会又は会報、ニュース等で会員に報告する。
 - 3 除籍規程については別に定める。

(除名)

- 第 12 条 会員が次の各号の一に該当するとき (名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、第 1 号に該当するとき) は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の同意をもってその会員を除名することができる。
- (1) この法人の名誉を著しくき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - (2) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

- 第 13 条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(役員の種類及び選任)

- 第 14 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事：16 名以上 20 名以内
 - (2) 監事：2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、7 名を常務理事、6 名を地域理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 5 会長、副会長、常務理事及び地域理事は理事会の決議により、理事の中からこれを定める。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 会務の公正を図るため、監事のうち 1 名は診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の外部監事とする。

(役員構成)

- 第15条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(顧問)

- 第16条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 常務理事は理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 5 地域理事は各地域を掌握する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び地域理事以外の理事は常務理事を補佐する。
- 7 会長、副会長及び常務理事は3箇月に1回以上自己の職務の執行状況を理事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は次に掲げる業務を行う。
- (1) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査する事ができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員の任

- 期は前任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、再任されることができる。
 - 5 理事及び監事は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 20 条 理事及び監事に、理事及び監事としてふさわしくない行為があったときは、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の同意をもって、これを解任することができる。
- 2 第 12 条第 1 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事及び監事」と、「除籍」、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

- 第 21 条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし、監事のうち、外部監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給基準に従つて算出した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 総会

(構成)

- 第 22 条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第 23 条 総会は次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 外部監事の報酬等の額
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定
 - (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 24 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の招集があつたとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の 1 週間前までに文書で通知しなければならない。

らない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 28 条 総会においては総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 29 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有さない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 14 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第 30 条 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 代理人を選任する場合、当該会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁記録を提出しなければならない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加すること出来ない

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。

(3) 会長、副会長、常務理事及び地域理事の選定及び解職。

(4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定。

(常務理事会)

第 34 条 この法人に常務理事会を置く。

2 常務理事会は会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は次の事項を審議する。

(1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項に関すること。

(2) 理事会において討議すべき事項に関すること。

4 常務理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 会長は前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

3 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、各副会長が理事会を招集する。

4 常務理事会は会長が必要と認めた時に会長が招集する。

5 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、各副会長又は各常務理事が常務理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、副会長又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会及び常務理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会及び常務理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 財産又は事業から生じる収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を得て定める。

(特定費用準備資金)

第 41 条 前条にかかわらず、記念事業積立資金の管理については別途理事会で定める。

(経費の支弁)

第 42 条 この法人の経費は資産を持って支弁する。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。
- 3 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を得て、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第 46 条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の総会の決議によって変更する事が出来る。

(解散)

第 48 条 この法人は、総正会員の半数以上にあつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、池田 睦、副会長は新村栄次とする。
常務理事は
藤坂智史 中島祐二 藤崎拓郎 石本裕二 佐藤洋一
平田 勝 原口 誠 大久保光男
とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は原本と相違ないことを証明します。

平成 25 年 4 月 1 日

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

会長 池田 睦

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款に基づき、定款施行の円滑運用のために定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動においては組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第5条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の様式をもって全て理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は特別な理由がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て休会する事が出来る。休会中の会員から会費は徴収しない。
- 4 会費免除に関する事項については別に定める。
- 5 休会の事由が解消した場合には、速やかに復会するものとする。

(会費に関する項)

第4条 会費に関する事項については会費納入規程に定める。

(役員に関する項)

第5条 会長は委員会、部会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 各種委員会委員長は会長の任命により委員会を運営する。
- 3 各部会長は会長の任命により部会を運営する。
- 4 各種委員会、各部会の規定は別に定める。

第6条 副会長2名のうち1名は総務担当理事、もう1名は学術担当理事を兼務する。

第7条 常務理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

第8条 常務理事、地域理事以外の理事は常務理事と同様に常務理事会に参加し、常務理事と同様な技師会業務を行う。

第9条 地域理事は、会長の任命により、地域の責任者として組織図に基づき、各々の地域を統括する。

第10条 監事は、会長の任命により、組織図に基づき、この法人の監査業務を行う。

(監事に関する項)

第11条 監事は2名以内であるが、そのうち1名は外部監事とする。

- 2 監事は無報酬であるが、外部監事は報酬を得る事ができる。
- 3 外部監事に関する報酬については外部監事報酬規程を準用する。
- 4 監事はその職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。
- 5 前4項に関し必要な事項は、別に定める役員等の費用に関する規程（旅費規

程)を準用する。

(顧問に関する項)

第12条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第13条 顧問は無報酬とする。

2 顧問はその職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の費用に関する規程(旅費規程)を準用する。

(総会に関する項)

第14条 総会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 監事が次に掲げる事項により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要

① 監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見

② 辞任した監事の辞任した旨及びその理由

③ 理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告

④ 監事の報酬等についての意見

(4) 総会に出席した理事及び監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名

2 次年度の事業計画及び収支予算に関しては、定款第44条第1項に記載するが、理事会の決議を経た後に総会では承認を得るものとする。

(理事会に関する項)

第15条 理事会は次期総会までの会務を執行する。

2 理事会は原則的に年4回以上開催する。

3 各種委員会委員長及び各部会部会長は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べる事ができる。

4 理事会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。

(1) 理事会及び常務理事会が開催された日時及び場所。

(2) 理事会及び常務理事会が次に掲げるいずれかのものに該当する時は、その旨

① 会長以外の理事又は副会長もしくは常務理事の請求を受けて招集されたもの。

② 会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合によりその理事が招集したもの。

③ 監事の請求を受けて招集されたもの。

④ 監事による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が収集したもの。

- (3) 理事会及び常務理事会の議事の経過の要領及びその結果。
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名。
- (5) 次に掲げる事項により理事会及び常務理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要。
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項各号の取引（理事が自己又は第三者のためにする一般社団法人の事業の部類に属する取引、理事が理事又は第三者のために一般社団法人とする取引及び一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に行う一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引）についての重要な事実。
 - ② 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時の監事の報告。
 - ③ 必要があると認める時の監事の意見。
- (6) 出席した理事及び監事。
- (7) 議長の氏名。
- 5 前条第 2 項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は次に掲げる事項とする。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容。
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の指名。
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日。
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名。

（地域活動に関する項）

第 16 条 正会員の日常活動を活発にするために地域ごとの活動を行う。

第 17 条 正会員の地域所属の判別は、理事会において各地域のリストを作成し、担当理事が協議し決定する。

（各種委員会に関する項）

第 18 条 この法人に、表彰員会、選挙管理委員会、その他委員会を置くことができる。

第 19 条 委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。

第 20 条 会長は委員会の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。

（管理士部会に関する項）

第 21 条 この法人に、放射線機器管理士部会、放射線管理士部会、医用画像情報精度管理士部会等を置くことができる。

第 22 条 部会の部会長は、理事会で決め、委員は部会長の推薦とする。

第 23 条 会長並びに理事会は部会の活動内容を具体的に示して、部会の運営に協力するものとする。

（研究会に関する項）

第 24 条 この法人に、鹿児島 CT 研究会、MRI 研究会、鹿児島消化器画像研究会、鹿児島県放射線治療技術研究会、鹿児島乳腺画像研究会、鹿児島超音波研究会、鹿児島 X 線撮影研究会等を置くことができる。

第 25 条 各研究会世話人代表は、各研究会の世話人の中から選出する。

第 26 条 各研究会の活動はそれぞれ独自の内容とし、会長並びに理事会は各研究会の主体性を尊重するものとする。

(女性の集いに関する項)

第 27 条 この法人に、女性診療放射線技師の活躍を促進するために鹿児島県診療放射線技師会「女性の集い」置く。

第 28 条 「女性の集い」代表は、世話人の中から選出する。

第 29 条 「女性の集い」の活動は女性診療放射線技師のスキルアップ、職場環境改善、活躍促進等の内容とし、会長並びに理事会は「女性の集い」の主体性を尊重するものとする。

(資産に関する項)

第 30 条 この法人の定款第 40 条の資産管理方法は、理事会で立案し、総会の議決を経て、会長が担当者に管理を委託する。

(財務に関する項)

第 31 条 備品台帳には購入価格に関係なく記載するものとする。

第 32 条 この法人の正会員が、行動するための運賃、宿泊料など、旅費の関する経費の算出、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

第 33 条 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規定により算出を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第 34 条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。

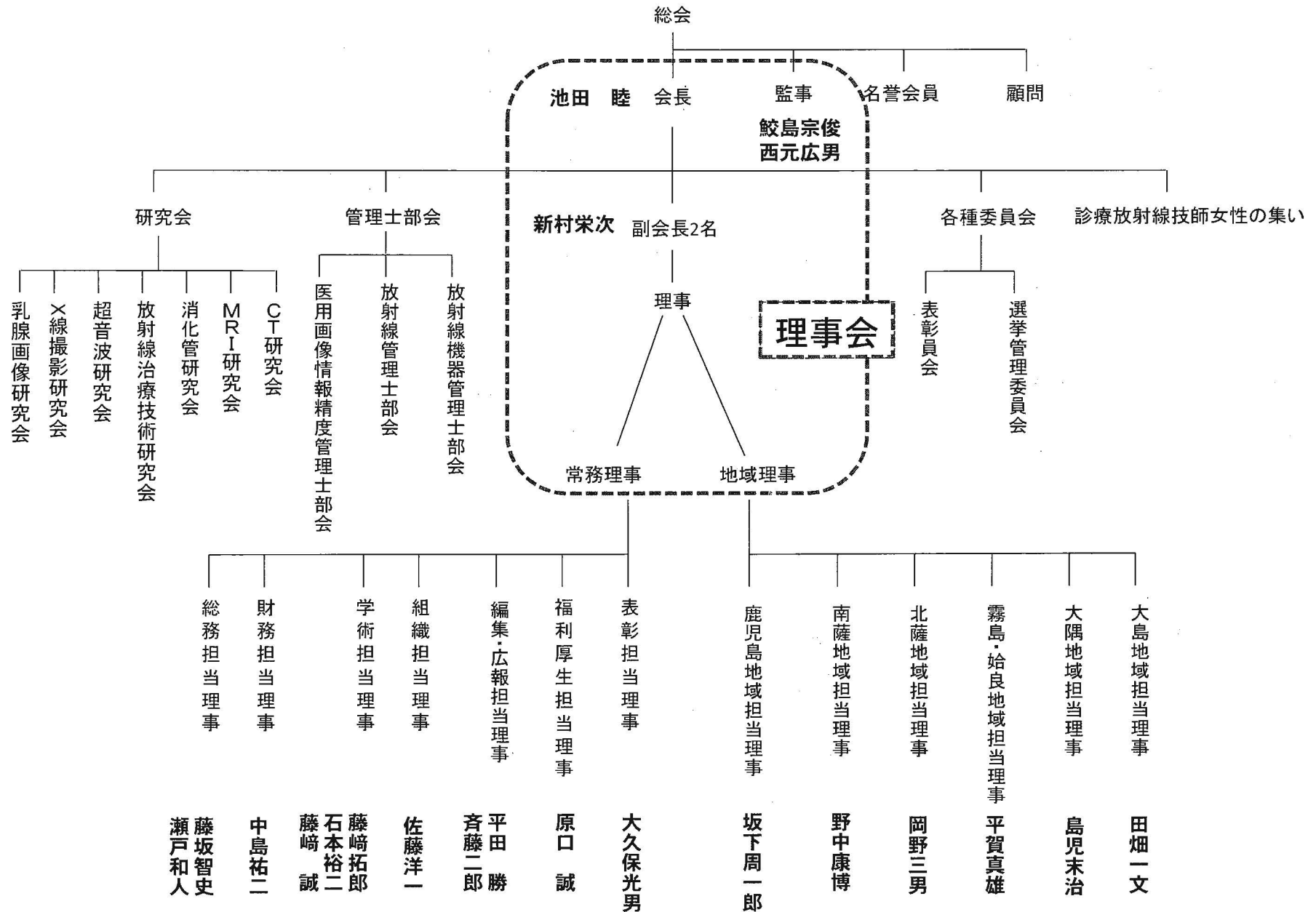
(細則の改廃に関する項)

第 35 条 この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 鹿児島県放射線技師会 組織図



公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款 14 条及び細則第 6 条並びに第 7 条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための担当理事の業務分担について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(総務)

第2条 総務担当理事は以下の業務を行う。

- (1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項
- (2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項
- (3) 公印の管理に関する事項
- (4) この法人が保有する機器、備品その他物品の整理、保管および処分に関する事項
- (5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項
- (6) 日本診療放射線技師会及びこの法人が発行する刊行物の整理、保管に関する事項
- (7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項
- (8) 日本診療放射線技師会事務局及び九州地域放射線技師会等の連携に関する事項
- (9) 各部に属さない対外的な事項
- (10) 鹿児島県診療放射線技師会の情報提供に関する事項
- (11) その他各部に属さない会務に関する事項

(財務)

第3条 財務担当理事は以下の業務を行う。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 現金及び公金書類等の記録並びに管理に関する事項
- (3) 会費及び諸費の徴収、整理等に関する事項
- (4) 旅費及び諸経費の支出、整理等に関する事項
- (5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理ならびに管理に関する事項
- (6) その他財務に関する事項

(学術)

第4条 学術担当理事は以下の業務を行う。

- (1) 診療放射線の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発等に関する事項
- (2) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項
- (3) 診療放射線技師の資質の向上を図るための研修会、講習会の企画と実践に関する事項

- (4) 新人教育プログラムに関する事項
- (5) 医学全般及び倫理その他会員の人間性高揚のための教育に関する事項
- (6) 生涯学習に関する事項
- (7) 学術・教育等における記録の作成に関する事項
- (8) 学術・記録等に関する文献、ビデオ等資料の収集、整理、保管及び貸出し等に関する事項
- (9) その他学術活動に関する事項

(編集・広報)

第5条 編集・広報担当理事は以下の業務を行う。

- (1) この法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項
- (2) 診療放射線技師の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項
- (3) 日本診療放射線技師会との広報に関する事項
- (4) ホームページの管理運営の補助に関する事項
- (5) 会報、ニュース等の企画、編集、発行に関する事項
- (6) この法人が行う調査活動の編集に関する事項
- (7) その他刊行物の編集、広報、発行に関する事項

(組織)

第6条 組織担当理事は以下の業務を行う。

- (1) この法人の組織率の向上に関する事項
- (2) この法人と地域、医療関係団体等の職域間の交流に関する事項
- (3) 無資格者対策に関する事項
- (4) 診療放射線技師の求人に関する事項
- (5) その他この法人の組織推進事業に関する事項

(福利厚生)

第7条 福利厚生担当理事は以下の業務を行う。

- (1) 高齢化社会に対応した活動、調査、研究に関する事項
- (2) 医療サービスに関する事項
- (3) 診療放射線技師会保険に関する事項
- (4) 障害者団体との連携に関する事項
- (5) その他この法人の福利厚生の推進に関する事項
- (6) ホームページの管理運営に関する事項

(表彰)

第8条 表彰担当理事は以下の業務を行う。

- (1) この法人の功績者に対する表彰に関する事項
- (2) 功績対象者の調査に関する事項
- (3) 功績対象者の表彰の手続きに関する事項
- (4) 表彰委員会との連絡に関する事項
- (5) その他この法人が行う表彰全般に関する事項

(地域)

第9条 地域理事(各地域理事)は以下の業務を行う。

(1) 鹿児島地域

- ① 鹿児島担当理事は鹿児島地域を統括する。
- ② 地域会員の動向の把握に関する事項
- ③ 地域会員の学術、技術の研鑽等に関する事項
- ④ 地域会員の情報連絡ならびに意見等の把握に関する事項
- ⑤ 地域会員の連携、情報交換に関する事項
- ⑥ 地域会員の親睦、交流に関する事項
- ⑦ その他地域の問題等に関する事項

(2) 南薩地域

- ① 南薩担当理事は南薩地域を統括する。
- ② 業務内容は鹿児島地域を準用する

(3) 北薩地域

- ① 北薩担当理事は北薩地域を統括する。
- ② 業務内容は鹿児島地域を準用する

(4) 霧島・姶良地域

- ① 霧島・姶良地域理事は霧島・姶良地域を統括する。
- ② 業務内容は鹿児島地域を準用する

(5) 大隅地域

- ① 大隅地域理事は大隅地域を統括する。
- ② 業務内容は鹿児島地域を準用する

(6) 大島地域

- ① 大島地域理事は大島地域を統括する。
- ② 業務内容は鹿児島地域を準用する

(各種委員会)

第10条 各種委員会は各委員会規程にて別に定める。

(管理士部会)

第11条 各管理士部会は各部会規程にて別に定める。

(研究会)

第12条 各研究会は各研究会規程にて別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

会費未納入者に対する除籍手続き規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費未納入者に対する除籍に関する手続きについて定める。

(除籍の要件)

第2条 定款第11条第1項ならびに会費および諸経費徴収規程第4条第1項の会費納入規程に反し2年度間未納し、さらに督促しても納入せず、かつ退会届を提出しない者は会費未納の2年度末をもって除籍とする。

(除籍予告通知)

第3条 会長は鹿児島県診療放射線技師会会員（以下「会員」という）が2年度間の会費未納の恐れがある場合は督促状を発送する。

- 2 督促状の通知に返答がない場合は、除籍あるいは退会の意思を確認する。
- 3 除籍あるいは退会の意思の確認は、文書あるいは電話確認とする。
- 4 督促の案内を送付すべき住所（勤務先、自宅等）が鹿児島県診療放射線技師会本部（以下「本部」という）に連絡されておらず、督促状および除籍通知、退会案内が本人宛に送れない場合は、鹿児島県会報あるいは臨時ニュース等に掲載し、本人からの連絡を待つ。

(除籍手続き)

第4条 会費納入督促状の連絡を受けても会費納入を行わない者、かつ退会届を提出しない者は除籍とする。

- 2 退会及び除籍の判断は会員確認の上で事務手続きを行う。
- 3 勤務先および自宅住所が本部に連絡されておらず、公的な広報を行っても、なおかつ会員からの連絡がない場合は、当年度末をもって除籍の手続きを行う。
- 4 除籍の決定は理事会で決定する。
- 5 除籍決定後、直近の総会において広報する。

(会員への復帰)

第5条 除籍会員は未納の会費を納入すれば、会員に復帰できる。

- 2 この場合は再入会扱いとなる。

(その他)

第6条 除籍扱いに関して会員から申し立てがあり、やむおえない事情の場合においては理事会で審議し判断する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会の公印について必要な事項を定めるものとする。

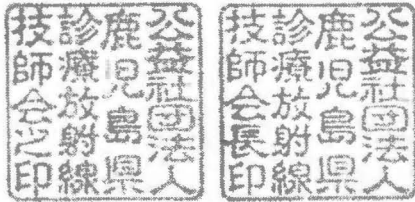
(公印の種類)

第2条 公印は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会之印」
- (2)「公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会長印」

(ひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、次のとおりとする。



第4条 第2条(1)及び(2)に掲げる公印については、押印に代えて電子計算機に記録した当該公印の印影を出力したもの（以下「電子公印」という）を使用する事ができる。

(管理)

第5条 会長印及び技師会印は会長が管理する。

- 2 公印は常に堅固な箱に収め、施錠して一定の場所に置いて管理しなければならない。
- 3 公印は、特に会長の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してならない。

(公印の調整、改刻及び手続き)

第6条 第3条に規程する公印を調整し、又は改刻し、もしくは廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印は、この法人の文書以外に使用してはならない。

- 2 公印をしようとする者は、押印しようとする文書を会長に提示し、その審査及び決済を受けなければならない。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 役員選挙規程

(総則)

第1条 役員選挙は、定款第19条に基づき本規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選出するため理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のうちから3名以内の委員を選出し、委員長は互選とする。

2 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、役員および、その選挙の候補者は選挙管理委員になることはできない。

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員の候補者の受理、資格審査、候補者氏名の告示
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認
- (4) 総会にて選挙の結果を報告
- (5) その他選挙に必要な事項

(役員選挙)

第5条 理事、監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は、選挙管理委員会の所定書式用紙にて届け出る。ただし推薦届けの場合には、本人の同意を必要とする。

2 会員外の監事の定数は1名とする。

3 会員外の監事は、理事会の推薦を経て総会出席者の得票総数の過半数を得なければならない。

第6条 立候補、推薦候補の届出締切りは総会の前10日とする。ただし、所定書式用紙のみ選挙管理委員会は受理する。

第7条 選挙は立候補のあった者について、総会において無記名投票により行い、理事及び監事については連記制とする。

第8条 選挙は次の順に行う。理事、監事。

第9条 当選者は、高得点順に定める。

(無投票当選)

第10条 候補者は役員定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

(選挙権および被選挙権)

第 11 条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している者に限る。

2 会員外の監事はこの限りではない。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 慶弔規程

第1条 会員の慶弔に関して、本規定により行う。

第2条 会員が次の各項に該当する場合はそれぞれ定められたものを送る。

- (1) 会員の結婚 祝電
- (2) 会員の死亡 花輪と弔電
- (3) 会員の家族の死亡
妻子 弔電
- (4) その他会長が必要と認める者

第3条 第2条第4項に関しては会長が理事会に諮り決める。

第4条 理事（常務理事、地域理事、理事）は所属会員から届けを受けた場合は、直ちに会長に報告する。

第5条 この規程の改廃は、理事会で行い総会に報告する。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 地域運営規程

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の事業を円滑に遂行するために、各地域の設置に関する事項を定め、もって各地域の円滑な運営と会員の学術向上並びに会員の親睦を図ることを目的とする。

第2条 設置する各地域は次のとおりとする。

- (1) 鹿児島地域
- (2) 霧島・始良地域
- (3) 大隅地域
- (4) 大島地域
- (5) 南薩地域
- (6) 北薩地域

第3条 地域には、次の役員を置く。

- (1) 地域代表 1人
- (2) 世話人 4人以上10人以内（地域代表を含む。）
但し、鹿児島地域は14人以内とする
- 2 地域代表は地域理事とする。
- 3 世話人は地域連絡会で選出するものとする。
- 4 地域代表は本会理事会の承認を得るものとし、地域理事は理事会の決議により理事の中からこれを定め、会長が任命する。
- 5 世話人の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 6 地域理事が理事会に出席できず、且つ、会長より理事会への招集要請があった場合には、代理の世話人を出席させなければならない。

第4条 地域会則は、本会理事会の承認を得るものとする。

第5条 地域代表は、地域会員の意向を把握し、本会の会務執行に反映するものとする。

第6条 地域の運営に関する経費は、本会の予算をもってあてるものとする。

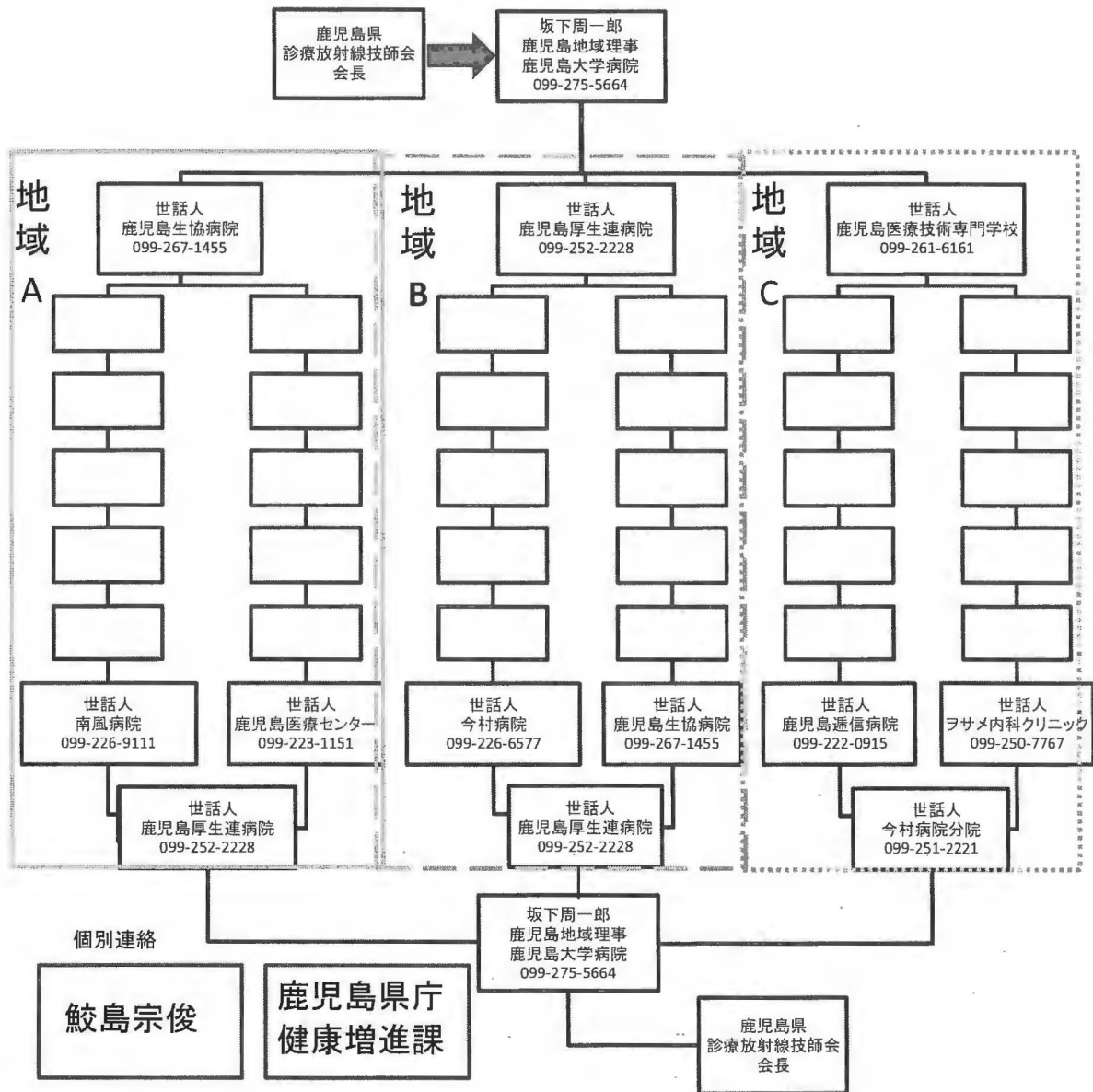
第7条 その他必要事項は、地域毎に定める。

第8条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

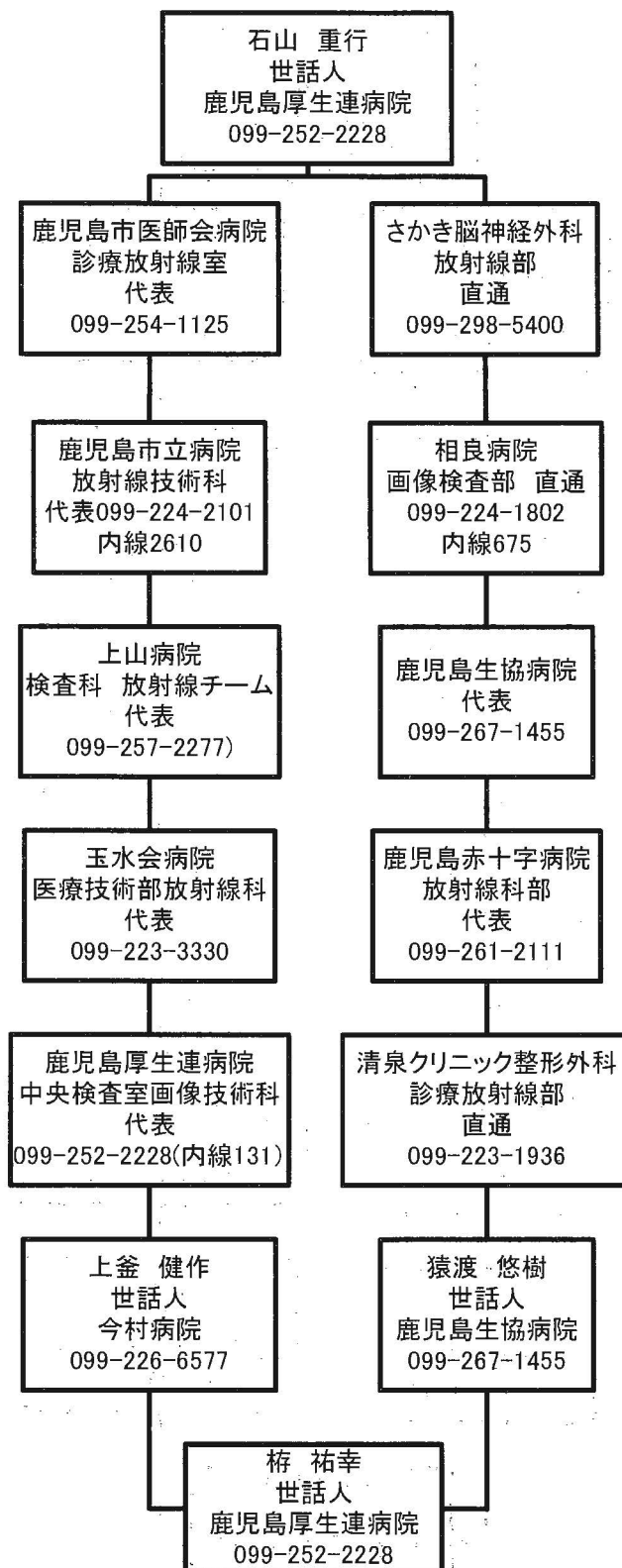
鹿児島地域連絡網



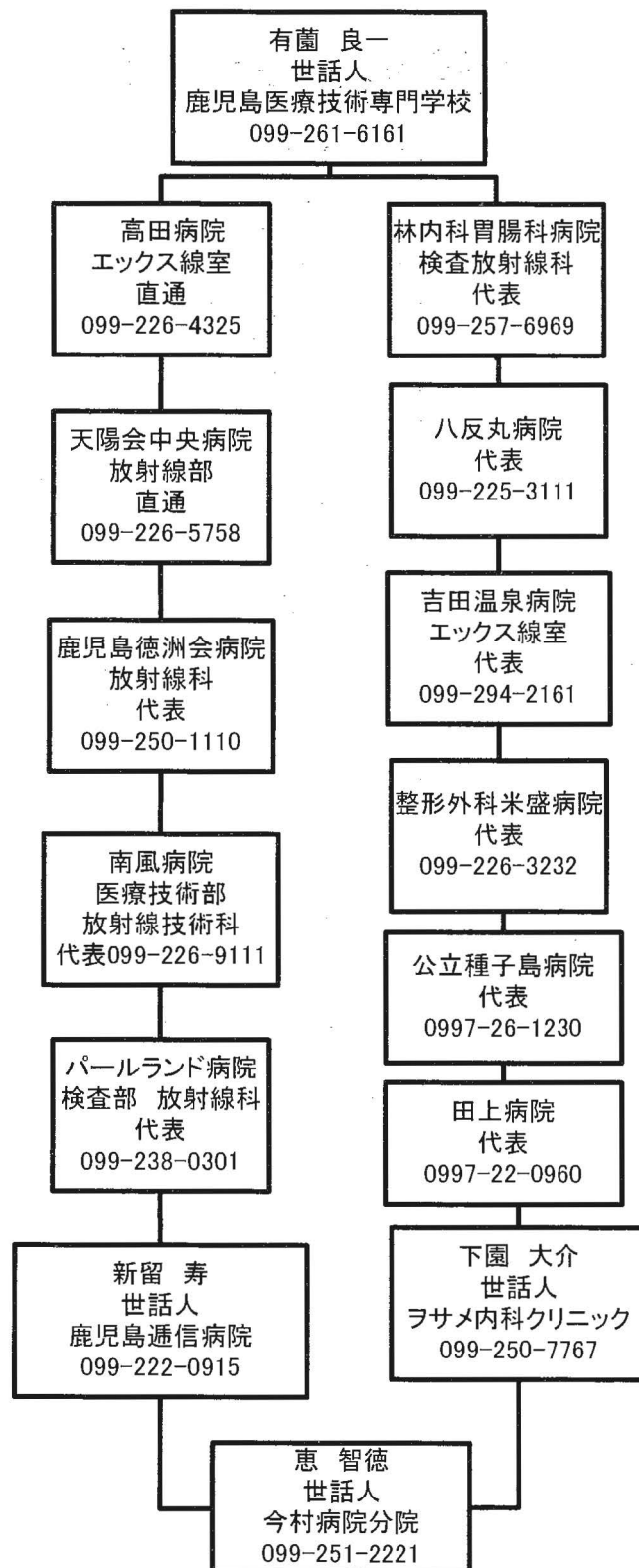
地域 A



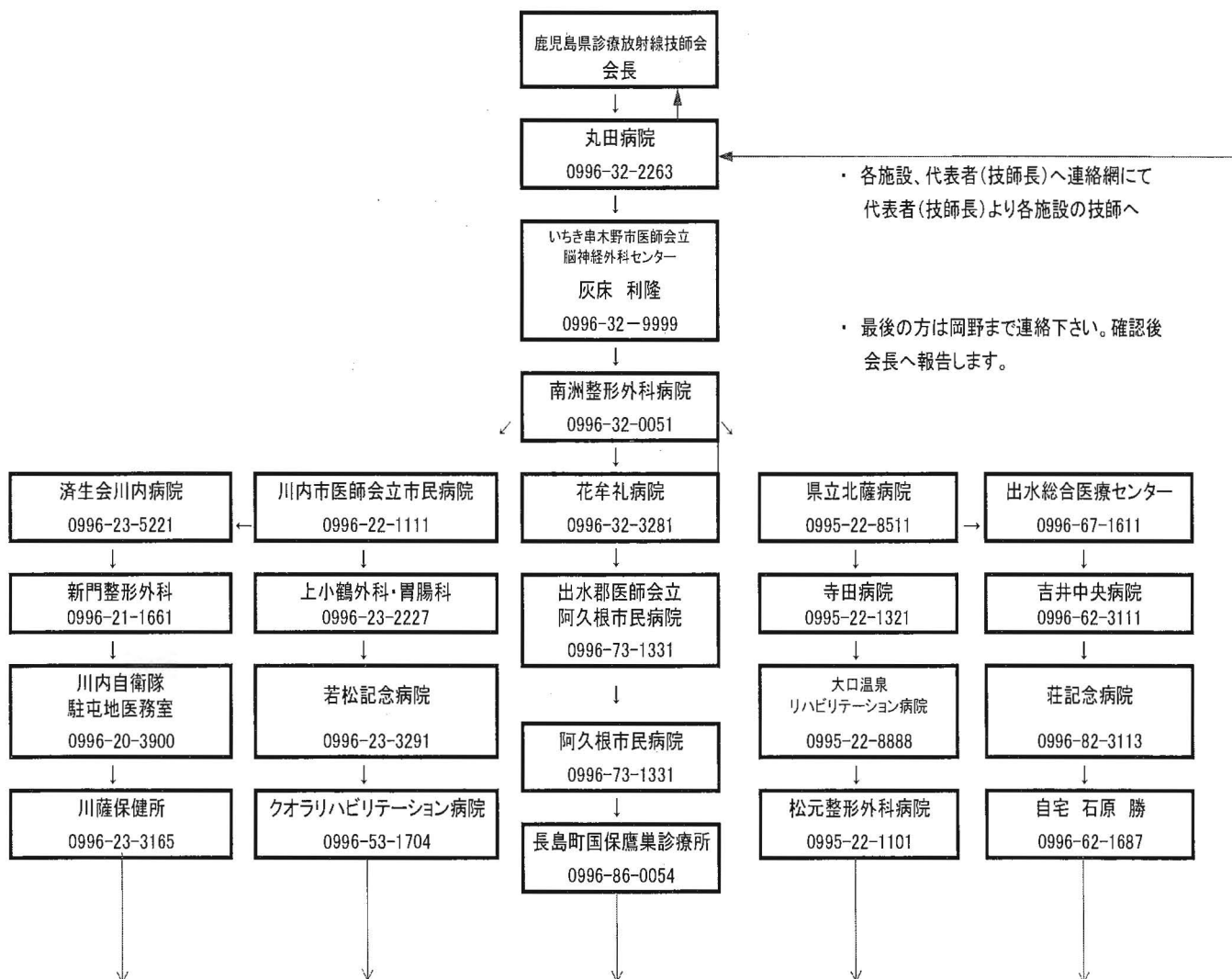
地域 B



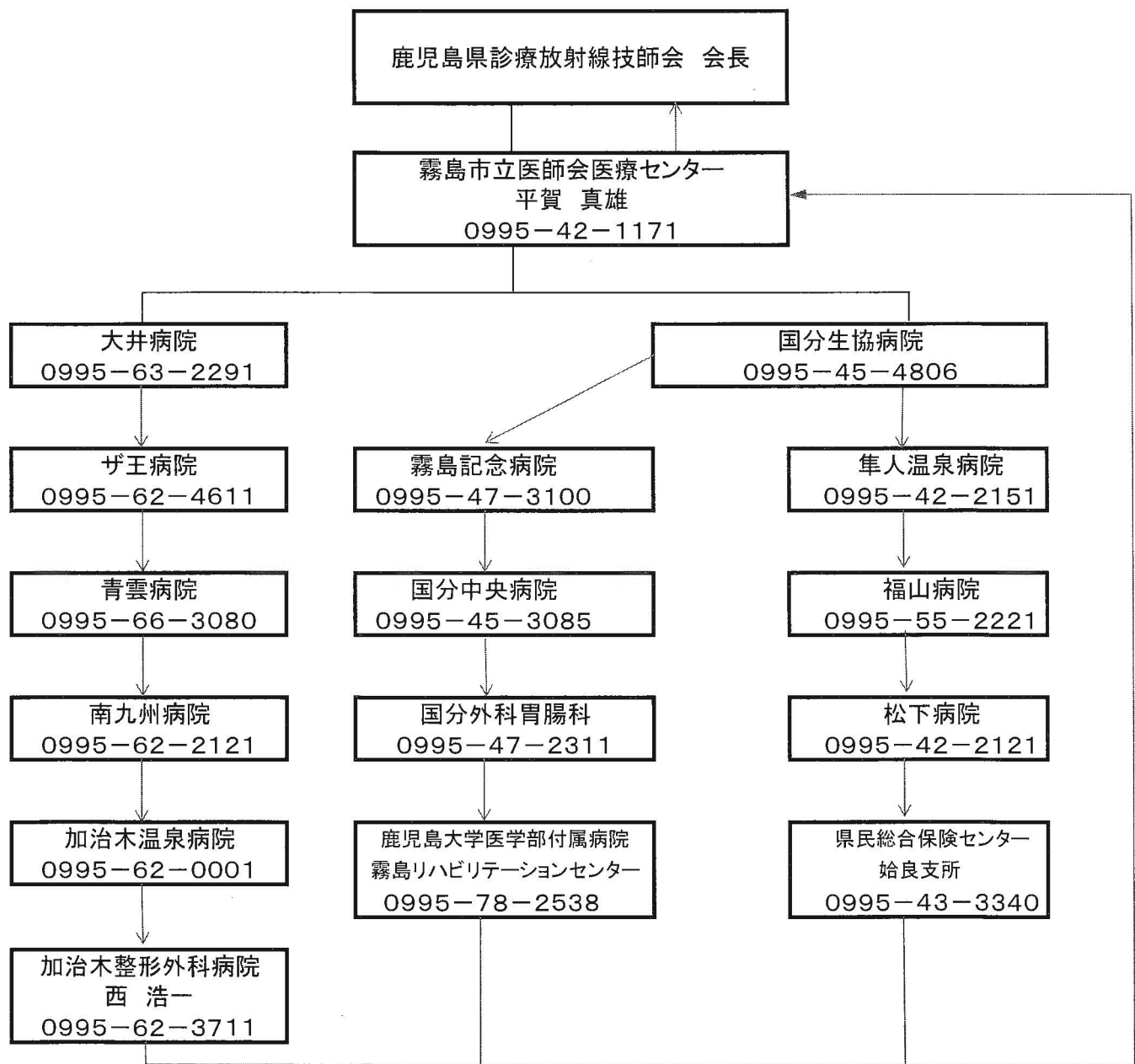
地域 C



北薩地域連絡網



霧島・姶良地域連絡網



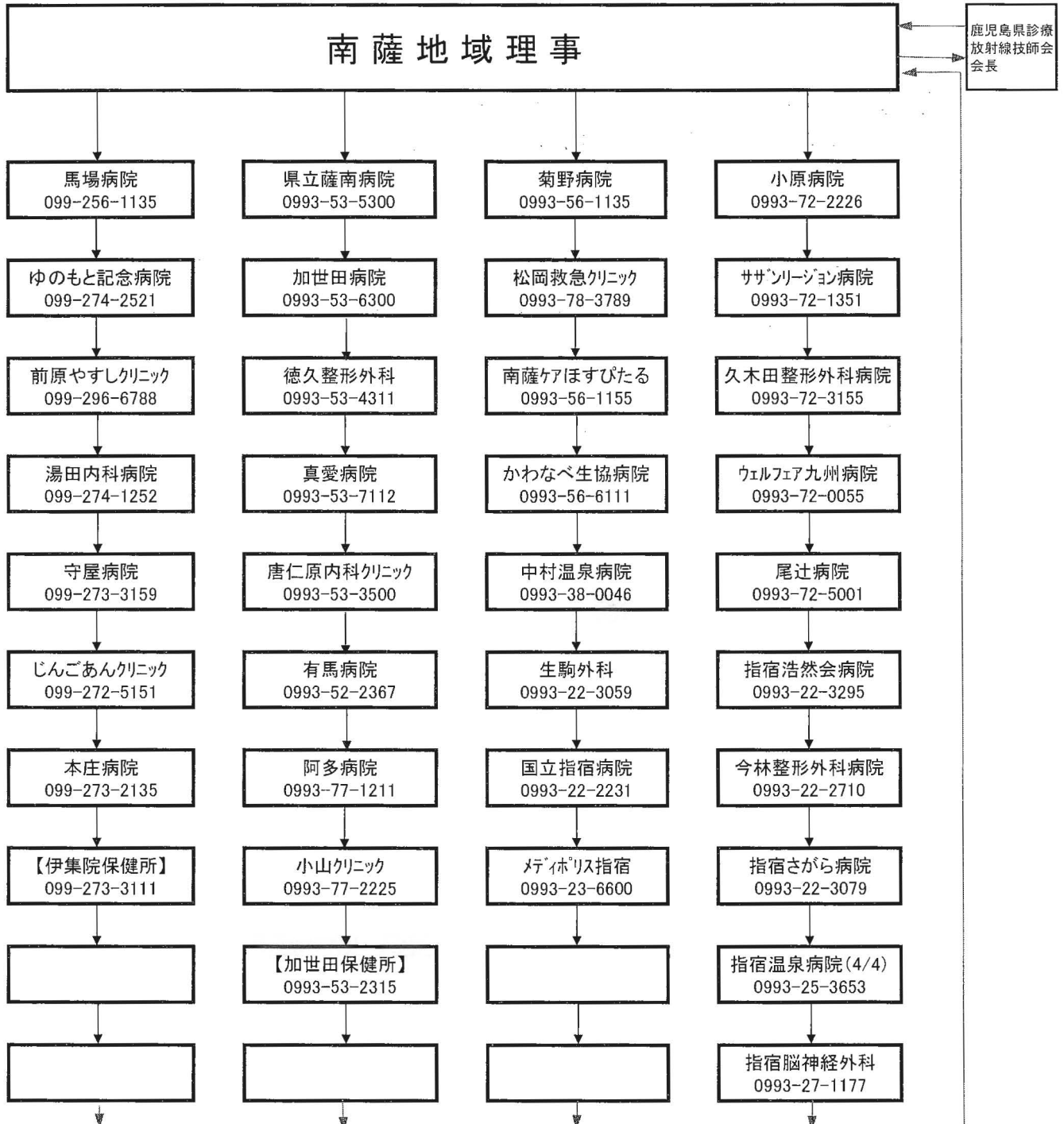
・最後の方は地域理事へ連絡してください、確認後会長へ報告します。

大隅地域連絡網



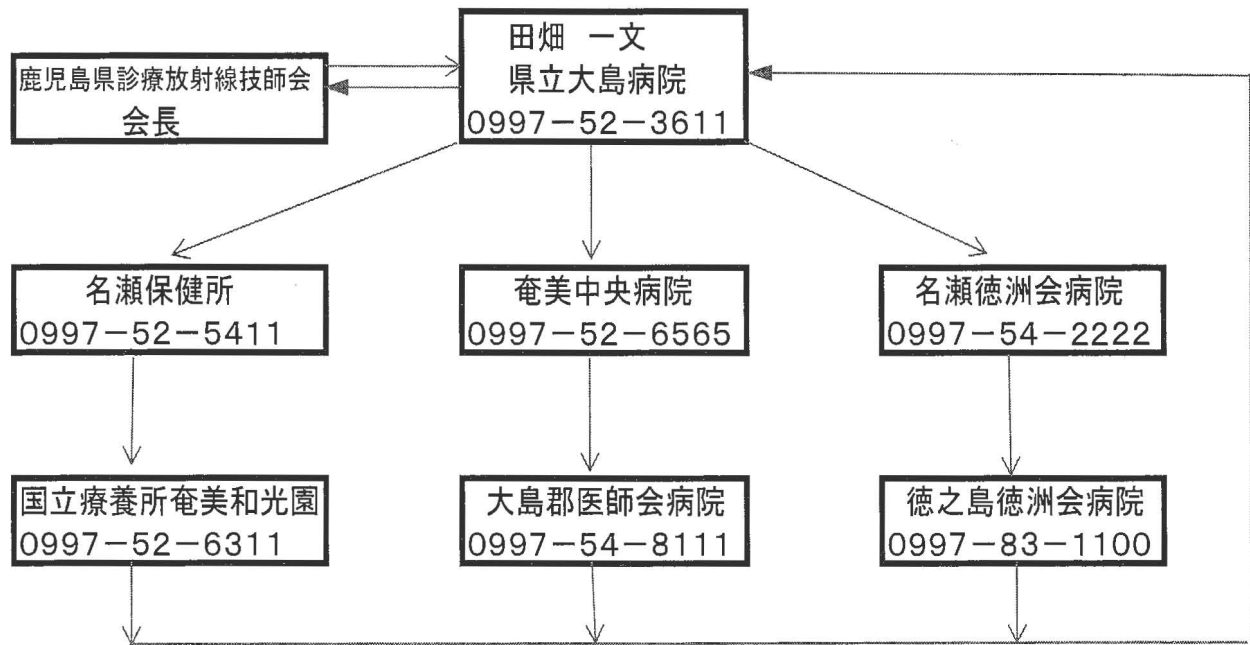
- ※ ① 連絡先が不在の場合には、次の施設へ連絡し、後日連絡して下さい
 ② 最後の施設は地域理事へ連絡して下さい。会長へ報告します。

南薩地域連絡網



・最後の方は地域理事へ連絡してください、確認後会長へ報告します。

大島地域連絡網



・最後の方は地域理事へ連絡してください、確認後会長へ報告します。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 表彰規程

(通則)

第1条 本会表彰に関しては、定款第4条の目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し、本規程によって行う。

(表彰基準)

第2条 本会会員として10年以上経過し、会費負担金を完納し、本会の名誉を傷つけるなどの行為のなかったもので、次の各号に該当するものは、本規程により表彰する。

- (1) 本会の発展のために功績が抜群である者又は顕著に功績があった者。
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。
- (3) 30年以上放射線関係業務に永年勤続した者。
- (4) その他会長が適当と認めた者。

第3条 準会員で10年以上勤務し本会に貢献した者。

(審査)

第4条 表彰の審査は、表彰委員会の答申を得て、理事会で行うものとする。

- 2 表彰の選考は、表彰委員会でおこなう。
- 3 各項目に該当する者であって、過去において同じ表彰を受けたことがない者に行うものとする。

(表彰委員会)

第5条 表彰委員は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 表彰委員会は、年1回以上表彰委員長が必要に応じて招集する。

(表彰)

第6条 表彰は、特別を除き年次総会で行うものとする。

(実施細則)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会において定める。

第8条 この規程の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 表彰規程細則

この細則は表彰規程第2条に基づいて受賞者の選考基準を定めるものとする。

(表彰基準)

第1条

感謝状

- (1) 技師会に善意の奉仕をした者、および準会員で鹿児島県に勤務し、本会に対して貢献があったと会長が認めた者。
- (2) 10年以上役員として従事した者、および各地域の会務に10年以上を目安に従事した者。

表彰状

30年以上放射線関係業務に永年勤続した者。

功労賞

- (1) 20年以上本会役員をした者。
- (2) 本会副会長を務めた者。

特別功労賞

本会会長を務めた者。

学術賞

- (1) 論文(原著)を書いた者。
- (2) 本会の名誉を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。
- (3) 研究発表が10回を超えた者(地域研修会・商業誌投稿論文を含む)。ただし共同研究者は除く。

第2条 表彰は賞状を授与し、副賞を添えて行うものとする。

第3条 受賞者は生存者を原則とするも、特別の場合、物故者でも差し支えない。

第4条 本細則の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

叙勲申請に関する規程

- 第1条 叙勲申請に関する基準は、本規程によって行う。
- 第2条 申請の候補者の選定については、表彰委員会（以下「委員会」という。）が公正に行い、自薦、他薦は受け付けないものとする。
- 2 選定された候補者は、委員会が審査し、会長に答申する。
- 第3条 候補者は、診療放射線業務（医用画像業務）に20年以上従事した者で、本会の正会員であり20年以上会費を完納し、かつ本会の名誉を毀損する等の行為がなく次の各号に該当する者とする。
- (1) 本会の発展に顕著な功績のあった者。
- (2) 診療放射線学及び医用画像学の向上発展に寄与する研究・発明・考案及び発見を行った者。
- (3) 極めて困難な条件のもとで診療放射線業務に従事し、保健衛生向上に寄与した者。
- 2 候補者の選定については、年齢、本会役員歴、その他の表彰歴等について加味するものとする。
- 3 本会役員歴としては、理事・監事歴10年以上を目安とする。
- 第4条 会長の指名を受けた申請の候補者は、所定の様式に従い申請に関わる書類を作成し、速やかに会長に提出する。
- 2 会長より指名を受けた者であっても、申請の候補を辞退することができる。この場合は、速やかに理由を付して辞退届を会長に提出するものとする。
- 第5条 申請に関わる経費は、候補者が実費負担するものとする。ただし、実費負担金は、別にその都度会長が定める。
- 第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

鹿児島県原子力等防災連携計画
(緊急時モニタリングマニュアル)

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会

鹿児島県診療放射線技師会原子力等防災連携計画
(緊急時モニタリングマニュアル)

目 次

第1章	総則	
1-1	目的	59
1-2	対象範囲	59
第2章	予防	
2-1	趣旨	60
2-2	原子力災害等の学習に関する講師派遣	60
2-3	研修	60
2-4	防災訓練	61
第3章	組織体制	
3-1	組織	61
3-2	原子力防災連携本部の概要	61
3-3	組織図	61
3-4	会員への協力要請	62
3-5	連絡網	
第4章	モニタリングの実施	
4-1	測定人員	62
4-2	服装	62
4-3	記録	62
4-4	報告	62
4-5	携行物品	62
第5章	モニタリング方法	
5-1	サーベイメータ	62
5-2	サーベイメータの校正	63

5-3	サーベイメータ使用に関する注意事項	64
5-4	サーベイメータの点検	64
5-5	空間線量率測定法	65
5-6	表面汚染測定法	66

第6章 各事態におけるモニタリングについての留意点

6-1	周辺原子力施設災害	67
6-2	放射性同位元素輸送時における災害	68
6-3	放射性同位元素取扱施設における災害	68
6-4	不法投棄残置物からの放射線	68

第7章 資料編

7-1	線量計保有施設および線量計の種類
7-2	研修機関一覧
7-3	防災関係機関の連絡先
7-4	記録様式
7-5	参考資料

第1章 総則

1-1 目的

この計画は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会が鹿児島県地域防災計画（原子力等防災計画）の規定に基づき、鹿児島県の地域に係る原子力災害等に関する対策について、関係機関と連携を図り、放射線を取り扱う専門職として社会的責任を果たすことを目的とする。

1-2 対象範囲

この計画は、以下に掲げる原子力災害等が発生し、鹿児島県より協力要請を受けた場合に適用する。

(1) 放射性物質の事業所外運搬災害等

放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、鹿児島県より協力要請を受けた場合

(2) 放射性同位元素取扱事業所災害等

放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、鹿児島県より協力要請を受けた場合

(3) 放射性物質の不法廃棄物等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、鹿児島県

より協力要請を受けた場合

(4) 原子力災害等事案

原子力災害等の発生により、県内において社会不安が高まる事態が発生し、鹿児島県より協力要請を受けた場合

第2章 予防

2-1 趣旨

本会は、放射線に関する技術者団体として各職域団体および各支部と緊急時モニタリングに係る協力体制を、あらかじめ構築する。

2-2 原子力災害等の学習に関する講師派遣

本会は、県が実施する原子力災害等に関する学習等の充実に関連して、県から要請があった場合には知識の普及・啓発活動に講師の派遣等協力することとする。
周知内容は以下とする。

- (1) 放射性物質および放射線の特性に関すること(放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等)
- (2) 放射性物質規制の概要(法体系、利用用途、用途毎の存在形態等)
- (3) 原子力施設等の概要に関すること
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること
- (5) 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 対象原子力災害等発生時における留意事項(特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に配慮した緊急措置方法)
- (7) その他必要と認められる事項

2-3 研修

本会は、原子力等防災連携を推進するために研修を実施することとする。
研修内容は以下とする。

- (1) 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること
- (2) 対象原子力災害等の対策体制および組織に関すること
- (3) 原子力施設等の概要に関すること
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること
- (5) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- (6) モニタリング実施方法および機器に関すること
- (7) 防災対策上の諸設備に関すること
- (8) 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること
- (10) 過去の事故および処理事例に関すること
- (11) その他緊急時対応に関すること(除染の基礎技術等)

2-4 防災訓練

本会は、鹿児島県が防災関係機関等と共同して実施する防災訓練に参加することとする。

第3章 組織体制

3-1 組織

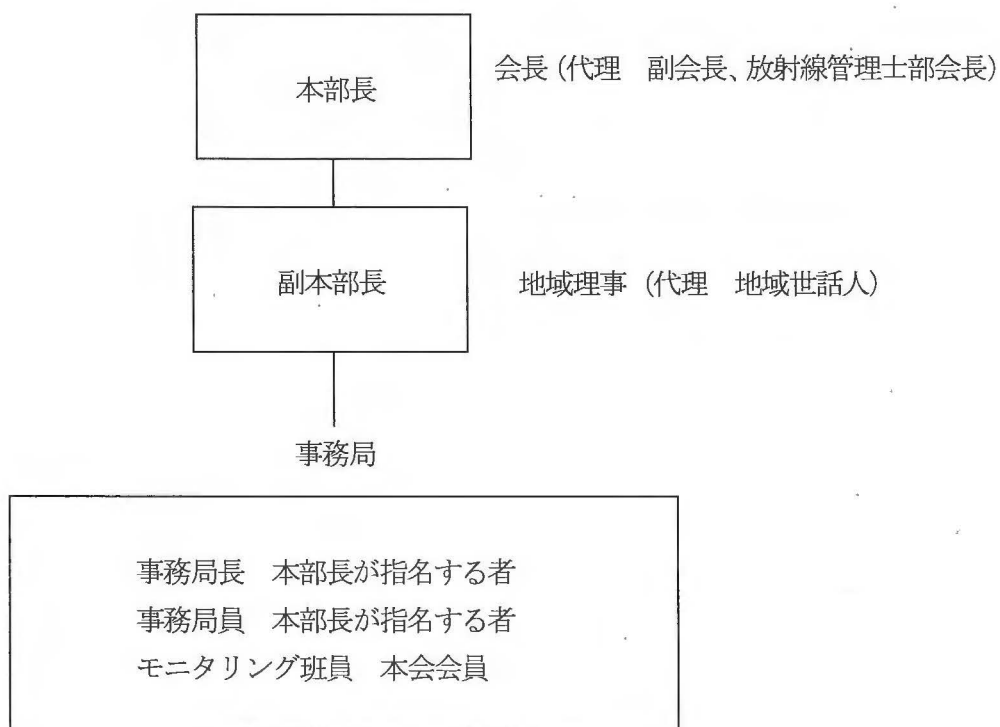
本会は、鹿児島県からの協力要請を受け、会長はその災害内容を踏まえ、原子力防災連携本部を設置し、副本部長および事務局員を任命する。

名 称	原子力防災連携本部
設 置 者	会長
本 部 長	会長（代理 副会長、放射線管理士部会長）
設 置 場 所	本会事務所および災害当該地域

3-2 原子力防災連携本部の概要

設 置 基 準	県より協力要請を受けたとき
廃 止 基 準	当該地域における応急対策が概ね終了したと認められるとき
業 務	- 事務局およびモニタリング班を配置する。 - 本部は、県の対策本部と連携して要請を受けた応急対策を推進する。 - 初動時においては、動員および機器の手配、情報収集・伝達等連携促進に係る業務に当たる。

3-3 組織図



3-4 会員への協力要請

- (1) 会長(本部長)は、各地域理事を通じ会員に対して協力要請を行い、必要な事項の指示を実施することとする。
- (2) 各地域理事は、地域の会員に対してモニタリング班員等を確保し、協力者の氏名、線量計の有無等必要な事項を事務局に報告することとする。
- (3) モニタリング班員は、指定された場所に集合し会長(本部長)の指示に従って行動するとともに、状況等を随時事務局に報告することとする。

3-5 連絡網

第4章 モニタリングの実施

4-1 測定人員

モニタリング班員は2名1組とし、第5章に掲げた方法をもってモニタリングを行うこととする。

4-2 モニタリング班員は、腕章*¹を着用して行動することとする。

4-3 記録

モニタリング班員は、スクリーニング記録票および緊急時モニタリング線量記録票に従って必要な項目を漏れなく記録することとする。

4-4 報告

モニタリング班員は、記録した結果を事務局に報告し、事務局が鹿児島県が指定する場所に提出することとする。

4-5 携行物品*²

- (1) サーベイメータ
- (2) 筆記具
- (3) 緊急時モニタリング線量率記録表
- (4) 用箋ばさみ
- (5) 個人線量計(直読式)
デジタル式のものは、携帯電話と同じ場所に保管しない。(同じ場所に保管すると着信時に誤計数する。)
- (6) 必要であれば、これらを汚染から防護するもの(ビニール袋等)
- (7) 携帯電話等の連絡手段
- (8) 地図

第5章 モニタリング方法

5-1 サーベイメータ

(1) 測定器の選択

- ① 本会および会員が所属する施設の所有する測定器を使用することとする。

② 測定器は表 1 に掲げる種類を使用することとする。

(2) 測定器の種類

緊急時モニタリングに適した測定器は電離箱式であり、次に GM 計数管式・シンチレーション式となる。

① 電離箱式サーベイメータ

高放射線場やパルス状の放射線場のモニタリングに適しているが、 $1\mu\text{Sv/h}$ より低いバックグラウンドレベルの測定には適さない。測定範囲、エネルギー範囲、測定対象となる放射線の種類は表 1 に示す。

② GM 計数管式サーベイメータ

作業環境の放射線場の確認、バックグラウンド等の低放射線場の測定などに使われる GM 計数管は、特性の経時変動があり、寿命も比較的短いので随時点検する必要がある。線量率が測定できる範囲の上限近傍を超えると窒息状態になることがある。測定範囲、エネルギー範囲、測定対象となる放射線の種類は表 1 に示す。

③ シンチレーション式サーベイメータ

シンチレーション式サーベイメータは感度がよく、管理区域境界や事業所境界の低線量率場の測定に適している。

NaI(TL)シンチレーション式サーベイメータは γ 線に対する感度は高い。エネルギー依存性は電離箱式に比べて劣るが、これを補償しているものもある。波高弁別レベルを 50KeV まで下げたものは放射線プルームの探索に使用できる。なお、線量測定するに当たっては、線量率が高い場や中性子と γ 線の混合場では残光現象が発生することに注意する。測定範囲、エネルギー範囲、測定対象となる放射線の種類は表 1 に示す。

表 1. サーベイメータの種類および性能

測定器の種類	測定範囲		エネルギー範囲	対象
	下限値	上限値		
電離箱式サーベイメータ	$1\mu\text{Sv/h}$	$10\sim 300\text{mSv/h}$	$30\text{keV}\sim 3\text{MeV}$	γ (β)
GM 計数管式サーベイメータ	B. G ($0.1\mu\text{Sv/h}$)	$300\mu\text{Sv/h}$	$50\text{keV}\sim 3\text{MeV}$	γ (β)
Na(Tl)シンチレーション式サーベイメータ	B. G ($0.1\mu\text{Sv/h}$)	$30\mu\text{Sv/h}$	$50\text{keV}\sim 3\text{MeV}$	γ

以上のことより、緊急時モニタリングに適した測定器は電離箱式であり、次に GM 計数管式・シンチレーション式となる。

5-2 サーベイメータの校正

測定器は、国家標準とのトレーサビリティが明確になっている基準測定器又は数量が証明されている線源を用いて、測定を実施する日の 1 年以内に校正されたものを使用する

のが望ましい。

5-3 サーベイメータ使用に関する注意事項

- (1) 入射窓には薄い材料を使用しており、検出部には高電圧を使用しているため機械的ショックを与えないように慎重に取り扱う。振動があるような保管場所は好ましくない。
- (2) サーベイメータによっては、低エネルギーの $X \cdot \gamma$ 線や β 線が測定できるようになっており、これらの測定を行う場合には検出器の入射窓のキャップを外す必要がある。逆に、 γ 線と β 線の混在場で γ 線の線量のみを測定する場合は、 β 線除去用のキャップを付ける。
- (3) バッテリーチェックを行い使用可能な範囲に入っていること、さらに GM とシンチレーション式サーベイメータの場合、高圧が使用範囲内であることを確認する。
- (4) 線量率を測定する場合、レンジスイッチを大きいほうから静かに切り換えて適当なレンジに合わせる。
- (5) 放射線場の方向がわかっている場合は、その方向に向けて測定し、最大値になる位置を探す。方向性が分からない場合には、各方位に向けて最大値になる位置を探す。
- (6) 測定の際に、測定者の身体からの影響が少ないように、測定器をできるだけ身体から離す。あるいは、放射線の散乱の影響が小さい軽量の台を持ち運び、サーベイメータを台に載せて測定すると同一の条件で測定ができる。
- (7) 汚染のおそれのある場所では、サーベイメータ全体を透明の袋に入れて汚染しないようにして使用する。また、汚染したおそれのあるゴム手袋などでスイッチに触れないようにする。(ただしプローブは機器効率が低下しないよう厚いものを避ける。)
- (8) 使用後、次の使用者が電源を入れたとき急激な応答をしないように、スイッチをゼロやリセット点の位置に戻す。最後に電源を切ったことの確認を行う。また、電池や高圧の確認をし、不足している場合には次の測定のために充電をする。
- (9) サーベイメータは、雨・気温に左右されやすいので天候を記録しておく。
- (10) 本体の電子回路の安定には十分な時間をかけるのがよく、使用開始1時間前にはセットアップ状態にしておく方がよい。また、電離箱は保存状態の温度から測定場所の温度になるためには最低30分程度を必要とする。
- (11) 保管については微小な電流を測定する機器であるため、高湿度では電荷の漏洩があるため乾燥状態を保つ必要がある。
- (12) 乾電池を内蔵した線量計を長時間使用せずに保管する場合は、必ず電池をはずしておくこと。乾電池の腐食が、故障の原因となりやすい。

5-4 サーベイメータの点検

サーベイメータを使用する場合の使用前点検の一般的な事項について述べる。詳細な点検事項については、使用する測定器個々に特徴があることからメーカー、取扱説明書等により確認されたい。サーベイメータの日常点検項目等を表2に示す。

表 2. 放射線測定器の日常点検項目

点検項目	点検内容	判断基準等
外観点検	本体および検出部の破損、変形等	破損、変形等がないこと
電池等点検	規定電池電圧、規定高電圧、電池の液漏れ	両電圧値が規定値以内であること、電池の液漏れがないこと
ケーブル・コネクタ点検	断線、接続部の緩み	断線、接続部に緩みがないこと
スイッチ等点検	スイッチ等の接触不良	接続不良がないこと
ゼロ点点検	ゼロ点のドリフト	ドリフトが少ないこと
動作点検	指示値の異常の有無	動作が正常であること

(1) 外観点検

本体および検出部の破損、変形等は故障の原因となることから目視により異常のないことを確認する。

(2) 電池等点検

放射線測定器は規定電圧で正常に動作することから、電池電圧が十分であることおよび測定器の高電圧が規定値内であることを確認する。多くのサーベイメータは、電源スイッチを入れることにより計数表示部に適正な電池電圧値の範囲、高電圧値の範囲が示されているので、それを参考に確認する。また、液漏れなどがないように、電池を交換する際には、新品で全数替えることが望ましい。

(3) ケーブル・コネクタ点検

断線、接続部の緩みがないことを確認する。これは、測定装置を作動状態にして、ケーブルおよびコネクタ部を軽く動かすことで確認できる。ケーブルの断線やコネクタ部の接触不良があると、指示値が全く表示されないか、または、著しい指示値の変化が瞬間的に起こる。ケーブル被覆の破損があると、ショート、漏電を引き起こす。

(4) スイッチ等点検

スイッチ等の接触不良を確認する。スイッチ等をゆっくり切り換えて、指示値の変化などを参考にしながら動作不良などがいないことを確認する。

(5) ゼロ点点検

ゼロ点の調整付きの測定器（電離箱式サーベイメータ等）は、ゼロ点調整後しばらく放置（時定数の2倍、1分間程度）し、ゼロ点のドリフトが少ないことを確認する。

(6) 動作点検

測定器の動作点検として、バックグラウンド計数値の測定、計測音の確認により、測定器が正常に作動することを点検する。

5-5 空間線量率測定法

(1) 準備

5-4 サーベイメータの点検、および測定器の取扱説明書にしたがって点検・動作確認を行う。

(2) 測定

- ① 測定は、線量率 (Sv/h、mSv/h、 μ Sv/h) で行う。
- ② 地上 1 メートルで、検出器の長軸を大地と平行にして測定する。
- ③ 約 10 秒間隔で 5 回以上指示値を読みとり、その平均値を測定値とする。

(3) 記録・評価

- ① 緊急時モニタリング線量記録票に記録する。
- ② 測定したポイントを住所 (番地まで) 又は目印となる建物等からわかるようにする。
- ③ 測定値を地図上の測定ポイントにプロットする。
- ④ 同じ測定値のポイントを線でつなぐと汚染区域が明確になるため、測定ポイント数はできるかぎり多く測定する。

(4) 緊急退避事項

モニタリング活動中において、次に掲げる事態が生じたときには測定を中止し避難・交代等の行動をとることとする。

- ① 放射線測定器の数値が急激に上昇したとき
- ② 放射線測定器が動作不能になったとき
- ③ 個人線量計の被ばく線量が規定値 (実効線量 100mSv) に近づいたとき
- ④ 活動中に受傷するなどの事故が発生したとき
- ⑤ その他モニタリング活動中に重大な支障を生じたとき

5-6 表面汚染測定法

(1) 使用機器

GM サーベイメータ (20c m²口径プローブ) を使用する。

(2) 準備

5-4 サーベイメータの点検および測定器の取扱説明書にしたがって点検・動作確認を行う。

(3) 測定

- ① 測定は、計数率 (cpm) で行い、バックグラウンドを測定する。
- ② 表面から 1 ～ 2 cm 浮かせた状態で測定する。
- ③ 汚染があるかどうかモニタリングする。
- ④ 汚染があれば、その範囲を限定する。
- ⑤ 汚染範囲を数カ所測定し、その範囲内の平均の計数率を算出する。

(4) 記録・評価

- ① 表面汚染モニタリング記録表に記載する。
- ② 汚染した時間を記載し、わからなければ不明とする。
- ③ 取扱説明書より、機器効率を把握する。
- ④ 人体図上にも汚染区域を記載する。

⑤ 汚染核種が限定されれば計数率と汚染面積から線量率を算出する。

表 3. 代表的放射性核種の換算計数 (Bq/20c m²/cpm)

核種名	Co-60	Cs-137	I-131	Sr-89	P-32
β線 max (Mev)	0.318	0.512・1.17	0.606・0.334	1.49	1.71
換算計数*	0.090	0.059	0.066	0.05	0.05

換算計数を求めるに当たり、線源効率を 50%とした。

(出典：山口武憲 JAMMRA4：36-37, 1998、6:65-67, 1999)

例：コバルト 60 による体表面汚染があり、22,000cpm の場合、汚染密度は 22,000 (cpm) × 0.09 (Bq/20 cm²/cpm) / 20=100Bq/cm²となる。

第 6 章 対象事例におけるモニタリングについての留意点

6-1 周辺原子力施設災害

(1) 想定

九州電力川内原子力発電所の一号機の一次系冷却水給水ポンプの故障で原子炉が緊急自動停止し、排気筒から放射性物質が放出され、周辺環境に影響を及ぼす恐れがでた。原子力施設で放射性物質または放射線の異常な放出が発生した場合に、緊急に周辺住民に対する防護措置が実施できるよう、平常時から重点的に対策を実施しておくべき区域)は以下に示される。

① PAZ :Precautionary Action Zone

(予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域 (鹿児島県では川内原子力発電所から5km圏内)

② UPZ :Urgent Protective action Planning Zone

(緊急時防護措置を準備する区域)

事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域 (鹿児島県では川内原子力発電所から30km圏内)

③ PPZ :Plume Protection Planning Zone

(プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域)

放射性物質を含んだプルーム (気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団) が通過する時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響を避けるための区域 (概ね50km圏内)

(2) 空間線量モニタリング

① モニタリングが広範囲のため、多くのモニタリング班員を確保する。

② サーベイメータ、記録用紙等が汚染しないよう全体を透明な(ビニール等)袋でカバーする。

③ 個人の被ばく線量が多くならないように、個人モニタリングを実施する。

(3) 表面汚染モニタリング

① 一般人の被ばくに関してモニタリングが要請された場合に行う。

② GM 計数管式サーベイメータで計数率(cpm) で測定する。

③ サーベイメータが汚染されないように全体を透明な（ビニール等）袋で覆う。特にプローブの入射面が汚染されないようにする。

④ 汚染があった場合、その計数率、汚染範囲とその位置、汚染した時期を表面汚染モニタリング線量記録票に明記する。 皮膚等⇒洗浄 被服⇒ビニール袋等に入れて保管

6-2 放射性同位元素輸送時における災害

(1) 想定

施設へ放射性同位元素を届けるため、一般道を走行中に横転し、液体状の放射性同位元素が容器から外に出ることが考えられる。気体は、外へ出ても拡散されて風に流されると測定不能になる。また、固体や密封線源は、除去すれば放射線が無いため周辺への影響は少ない。よって液体の放射性同位元素の輸送時における事故を想定する。

(2) モニタリング

液体状の放射性同位元素の流れ出た範囲の周辺をモニタリングする。

(3) その他

汚染した人があれば、第6章 6-1 周辺原子力施設災害 (3) 表面汚染モニタリングの項に準じたモニタリング等を行う。

6-3 放射性同位元素取扱施設における災害

(1) 想定

放射性同位元素を大量に使用する場所の火災・爆発が考えられる。

(2) モニタリング

① 火災により放射性同位元素は上空に吹き上げられ、上空の風により流される。消火活動の妨げになることからモニタリングは消火後に行う。

② モニタリングは、火災当時の風向きを中心に行う。

(3) その他

実際には、大気中で放射性同位元素は拡散され周辺に居住する人々に影響を及ぼすような汚染の可能性は少ないと考える。爆発により放射性同位元素が施設外に飛び散ったとしても、その範囲はそれほど広くない。

6-4 不法投棄残置物からの放射線

(1) 想定

医療廃棄物や産業廃棄物は運ばれた時点で測定器のゲートを通過し、放射線量があれば廃棄に出した医療機関および産業廃棄業者に返されるので、このような場合には問題はない。山中や住宅地付近の空き地への不法投棄があった場合で、線源がどこにあるのか分からない場合が考えられる。

(2) モニタリング

- ① 周辺から測定し、徐々にポイントを限定する。
- ② 概略図から線量率マップを作成し、線源の場所を限定する。

(3) その他

- ① 線源となっているものが1ヵ所とは限らず、数ヵ所に存在することを念頭に置く。
- ② 線源を現場で限定しない。

大規模災害医療支援計画書

(鹿児島県診療放射線技師会大規模災害医療支援マニュアル)

平成 19 年 3 月 11 日制定

平成 25 年 10 月 5 日改定

(目的)

第 1 条 鹿児島県は、その位置、地形や気象などの自然条件から、地震、台風、豪雨、火山の噴火（以下「大規模災害」という。）などによる災害が発生しやすい環境にある。このことから、県内で発生した大規模災害における医療支援活動を行い、支援が円滑かつ効率よく実施され、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会として社会的責任を果たすことを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 会員は、大規模災害が発生し多数の負傷者が医療施設に搬送され、対処不可能と判断した場合には会長に支援要請を求めることができる。

(応援体制)

第 3 条 会長は、会員より支援要請を受けた場合又は支援が必要と判断した時は速やかに、且つ正確に本会連絡網により各地域理事に支援要請を連絡すること。

第 4 条 各地域理事は、会長より支援要請を受けた場合には敏速、且つ正確に全ての地域の会員に連絡し、会員に連絡が済み次第会長に報告すること。

(報告)

第 5 条 協力者は会長の指示に従って行動するとともに、状況等を随時会長に報告することとする。

2 支援を受けた会員は、復旧終了後速やかに会長へ報告書を提出すること。

(連絡体制)

第 6 条 緊急連絡は本会連絡網によるものとする。

附 則

この大規模災害医療支援マニュアルは、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものとする

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 役員等の報酬及び費用の支給に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「この法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第14条に規定する理事及び監事をいい、この法人の開催する講習会又は講演会などにおいて講師を委嘱された会員及び非会員を含めて役員等という。
- (2) 報酬とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び手数料の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員等に職務執行の対価として報酬を支給しない。ただし、外部監事に関しては別表1の支給基準に従い職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等に対してこの法人より特別の任務として講師を委嘱した場合、別表2に基づき講師謝金を支給することができる。

別表 1

	報酬額	就業時間
理事会参加	5,000 円	理事会開始から終了まで
総会参加	10,000 円	総会開始 30 分前から総会終了まで
中間及び期末監査参加	20,000 円	監査開始時より終了まで

別表 2

講師種別	単位時間当たりの講師謝金額	就業時間
役員及び会員（県内）	10,000 円	1 単位（1.5 時間）
メーカー職員（県内）	10,000 円	1 単位（1.5 時間）
一般より（県内）	30,000～45,000 円	1 単位（1.5 時間）
役員及び会員（県外）	20,000 円	1 単位（1.5 時間）
メーカー職員（県外）	10,000 円	1 単位（1.5 時間）
一般より（県外）	30,000～45,000 円	1 単位（1.5 時間）

(費用の支給)

第4条 この法人は役員等が職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し支給する。ただし、天災その他止むを得ない事由により前項により難き場合は、その経路及び方法によって計算する。

3 旅費の種類は、次の通りとする。

(1) 航空費 九州以外（沖縄を除く。）の航路旅行について路程に応じ支給する。

(2) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ、普通旅客運賃とする。

(3) 船 賃 水路旅行について路程に応じ支給する。

(4) 車馬賃 鉄道以外の陸路旅行時には、実費により支給する。

4 理事会及び各種委員会において生じた交通費は、市内交通費として 500 円を支給する。ただし、地方からの場合は第3項を適用するが諸経費は除外する。

5 宿泊費は泊数に応じ一泊当たり)九州管内（沖縄を除く。）は 8,000 円、(それ以外の地域は 10,000 円を支給する。

6 諸経費は一日当たり、2,000 円を支給する。

第5条 この法人はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 20 条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費免除に関する規程

(長期療養者等の免除)

- 第1条 本会会員で療養のため1カ年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、定款第8条に定める会費（以下会費という）免除の取り扱いを受けることが出来る。
- 第2条 前条の規定に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとする者は、会費免除申請書により、その旨を本会に申請するものとする。
- 第3条 本規定に基づく会費の免除は2カ年を超えないものとする。

(終身会員資格取得者の免除)

- 第4条 25年以上の勤続者であり、また25年以上本会会員であった者は、100,000円を本会に納付し、その旨を申請することにより、満60才の翌年度からの会費を終身にわたって免除されるものとする。
- 第5条 35年以上本会会員であり、満70才に達した者は、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。
- 第6条 事務所設立負担金等により、この規程施行時にすでに終身にわたって会費免除になっている者、及び会費免除になる資格を有する者は、この規程の定めにかかわらず、引き続きその権利を有する。

(その他の免除)

- 第7条 本会会員は、前条までに定めるものの他、出産・育児・海外勤務等のやむをえない事情による場合には、事情の把握できる証明書を添付し、その旨を申請することにより会費免除の取り扱いを受けることが出来る。
- 2 災害による被災の場合は第3条にかかわらず災害の程度によって免除期間を決定するものとする。
- 第8条 第4条、第5条、第7条による会費免除の申請については第2条の規程を準用する。

(免除者の対象)

- 第9条 本規程に定める免除者の対象は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。
- 第10条 本規程の改廃は、理事会によるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 殿

鹿児島県診療放射線技師会会費免除申請書

会費免除に関する規程により、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします。

会 員 番 号 :

氏 名 :

印

☐ 長期療養者等の免除

会費免除に関する規程第1条に基づき、離職証明書を添付し公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします。

☐ 終身会員資格取得者の免除

会費免除に関する規程第4条、第5条に基づき、その旨の書類を添付し公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします。

☐ その他の免除

会費免除に関する規程第7条1項、2項に基づき、事情の把握できる証明書を添付し公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします（第7条1項については、証明書に免除してほしい期間を必ず明記してください）。

※申請者は該当欄にレ印を記入し捺印の上、必ず申請年度までの会費を完納し、本申請用紙を必要書類とともに、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会へ提出してください。

※公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 処理欄

申請資格を満たしたものであることを証明する。

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会長 :

印

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

会費及び諸経費徴収規程

第1条 この規定は、会費、入会金、再入会金及び準会員費並びに負担金徴収について定める。

第2条 会員の負担に関する区分は次の各号とする。

- (1) 正会員は、定款第5条第1項第1号の者とする。
- (2) 名誉会員は、定款第6条の者とし、会費の負担を免除するものとする。ただし、特別負担金は、この限りでない。
- (3) 準会員は、定款第5条第1項第2号の者とする。

第3条 会費、入会金、再入会金及び準会員費並びに負担金の額は別表による。

第4条 会員は、定款第8条により、所定の会費を当該会計年度の9月30日までに納入するものとする。

- (1) 会員は、定款第13条により、既納の会費及びその他の拠出金品の返還を要求することが出来ない。
- (2) 会員が、定款第10条により、退会しようとする場合、会長は当該会計年度の会費を納入したものを認める。
- (3) 再入会者は、定款第10条に基づき再入会金を徴収するものとする。
- (4) 当該年度の日本診療放射線技師会会費などを他県で納入後本会に入会するときは、入会年度の会費を免除することができる。

第5条 会員は、定款第10条第3項により退会したとみなされた者であっても、未納会費を納めた後は定款第5条第1項に基づく資格を回復することができる。

第6条 会員は、総会の席上において、決議、決定された特別負担金については、納入する義務がある。

第7条 この規定の改廃は、第3条については総会で、その他については理事会で決定する。

新入会会員	新入会金（日本診療2放射線技師会）	5,000円
	公益社団法人日本診療放射線技師会会費	15,000円
	九州地域学術大会負担金	500円
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費	7,000円
		計 27,500円
再入会会員	公益社団法人日本診療放射線技師会会費	15,000円
	九州地域学術大会負担金	500円
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費	7,000円
		計 22,500円

正会員	公益社団法人日本診療放射線技師会会費	15,000 円
	九州地域学術大会負担金	500 円
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費	7,000 円
		計 22,500 円
準会員	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会年会費	計 20,000 円

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会計処理規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会の財務および会計（以下会計）の取扱いに関する基準を定め、収支の状況、財産の状況を明らかにし、明瞭な報告の提供と能率的な運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 本会の会計処理は、法令、定款及び本規定の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(区分)

第3条 本会の会計は、公益目的事業会計と法人会計に区分する。公益目的事業会計の事業については、必要に応じてさらに区分することができる。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 組 織

(担当理事)

第1条 会長は、理事の中から出納責任者を任命するものとする。

(1) 出納責任者は会計担当理事として、会計処理の責任者とする。

(2) 会計担当理事は、会計処理の一部に関して、補助者を命じて行わせることができる。

(総 括)

第2条 本会の会計は、会長が総括するものとする。

第3章 勘定および帳簿

(帳 簿)

第1条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

(2) 補助簿

① 現金出納帳

② 預金出納帳

- ③ 固定資産台帳
- ④ 会費台帳
- ⑤ その他の資産管理および会計に必要な書類
- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計帳簿の様式)

第2条 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成されるものとする。

(書類の保存)

第3条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 永年
- (2) 会計帳簿、伝票 10年
- (3) 証拠書類その他の会計書類 10年
- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処理する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

(公開閲覧)

第4条 第3章 第3条の各帳簿および伝票等は、監事の承認があれば会員の求めに応じ何時でも公開されなければならない。

第4章 予算

(予算の作成)

- 第1条 本会の収支予算は毎会計年度開始前、当該年度の事業計画の決定に基づき第一章第3条に定める区分に従い作成し、理事会の承認を得て総会に提出して議決を求めるものとする。
- 2 収支予算の作成は、会長が行うものとする。

(予算の執行)

- 第2条 収支予算の執行は会長とする。
- 2 会長にやむを得ない事情があるときは、会計担当理事がこれを行い、予算の執行後すみやかに会長に報告する。

(予備費)

第3条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予算を計上することができる。

(補正予算)

第4条 予算を変更しようとするときは、補正予算案を作成し、総会の議決を得て行うものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(積立金)

第5条 年度予算において余剰金が生じた場合は、その一部について積立金に計上することができる。

第5章 出納

(金銭の範囲)

第1条 この規定において、金銭とは、現金および預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時通貨と引き換えることのできる証書をいう。
- 3 手形および有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納方法)

第2条 金銭の収納は、伝票および証拠書に基づいて行うものとし、担当理事により作成され、会長および会計担当理事の承認を得るものとする。

- 2 金銭の支払いは、会長および会計担当理事の承認を得た伝票および証拠書により行うものとする。

(帳簿の記載)

第3条 会計担当理事は、金銭を収納したときまたは支払いをしたとき、予算で定めた費目に区分し現金出納簿に記帳する。

(預貯金の名義人)

第4条 預貯金の名義人は会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、本会印を使用するものとする。
- 3 前項の印鑑は会長が保管し、預金通帳簿は会計担当理事が保管する。

(手持ち現金)

第5条 会計担当理事は、日々の現金支払いに充てるため15万円程度の手元現金を置くことができる。この場合、現金出納帳に記帳し整理しなければならない。

(金銭の残高照合)

第6条 会計担当理事は、現金残高を現金出納帳残高と照合するものとする。

- 2 預貯金残高は、月1回取引銀行等の預金通帳簿または貯金通帳簿により照合するものとする。ただし、1年に1度は、取引銀行等の預金残高証明書で確認しなければならない。

第6章 物品

(保管管理)

第1条 物品のうち消耗品を除く備品等については、備品台帳を設け記入整理するものとする。

- 2 総務担当理事は、物品の出納、保管を行うとともに、その使用状況について監

督を行うものとする。

- 3 総務担当理事は、物品のうち必要に応じその一部を補助者に保管させることができる。

(照 合)

第2条 総務担当理事は、毎年1回以上保管する物品と台帳を照合するものとする。

- 2 物品の移動、毀損、滅失のあった場合には、会計担当理事に報告しなければならない。

(廃棄等)

第3条 総務担当理事は、物品を廃棄しようとするときは、その理由を付して会長、会計担当理事の承認を得て行うものとする。

第7章 決 算

(決算書の作成)

第1条 会長は会計年度が終了したとき、速やかに事業報告および決算書を作成しなければならない。

(監 査)

第2条 会計担当理事は、前項の決算が完結したときは速やかに監事の監査を受け、理事会および総会に報告し承認を求めるものとする。

(報 告)

第3条 事業報告および決算書は、決算総会にて承認後速やかに、鹿児島県知事に報告しなければならない。

第8章 規定の改廃

(改 廃)

第1条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規定は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規定は、公益法人の設立登記の日から施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 入退会等に関する規程

平成25 年4 月1 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条、第10条、第11 条に定める入退会のほか、会員の異動について適正な会員管理を行うことを目的とする

第2章 会員の異動

(入会)

第2条 本会に入会しようとする者は、日本診療放射線技師会に対し入会申請を行い、初年度会費を所定の納入方法により本会に納めるものとする。

(入会日)

第3条 入会日は、前条による入会申請により、理事会承認を受け、会費等を納入した日とする。

(異動)

第4条 会員は、入会時に届出た事項に異動が生じた場合、速やかに日本診療放射線技師会の登録情報変更を行い、その旨を本会へ届け出るものとする。

(退会)

第5条 定款第10 条の定めにより本会を退会しようとする者は、鹿児島県診療放射線技師会へ退会届を提出するものとする。但し、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(退会日)

第6条 退会日は、前条による退会届により会長が退会届を受理した日とする。

(会員の資格喪失)

第7条 定款第11条による資格喪失の日は、理事会が資格喪失を承認した日とする。

(除籍)

第8条 定款第11 条の規定による除籍の日は、同条に定める総会で議決された日とする。

- 2 会長は前項により除籍された者に対して、氏名、会員番号、除籍理由および除籍日を本人に通知するものとする。

第3章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第10条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日に改正、施行する

平成 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会 殿

退 会 届

ふりがな
1 氏 名 _____ (印) 生年月日 大正 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
平成

2 日本診療放射線技師会 会員番号 _____

3 退会時の勤務先

名 称 _____

所 在 地 〒 _____

TEL _____ FAX _____

4 入会年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 当該年度会費納入 済 ・ 未納

6 退会理由 _____

死亡の場合

死亡年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

届出（代理）者氏名 _____ (印)

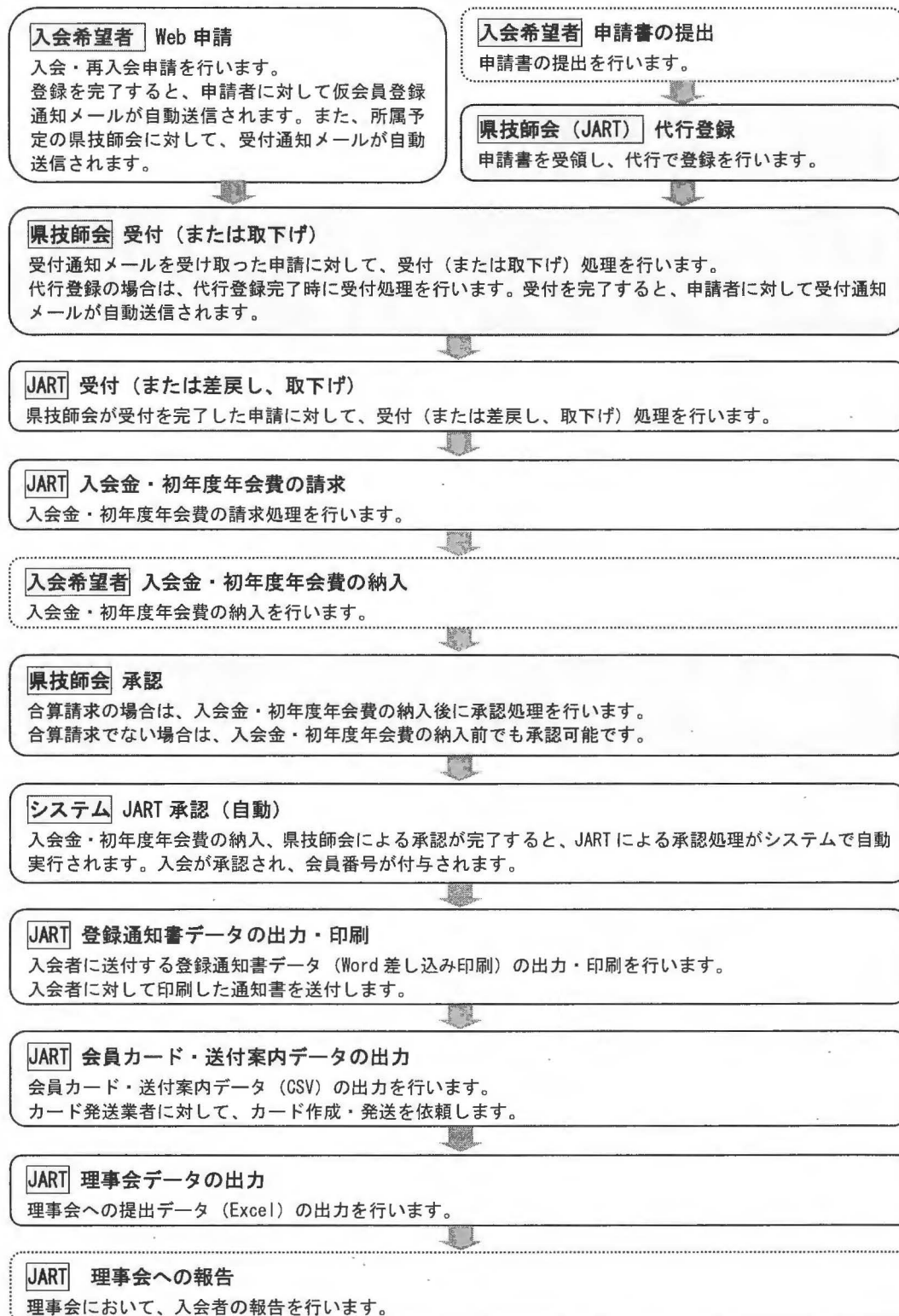
会長	副会長	理 事



2.2 会員管理

2.2.1. 入会・再入会申請

システムを利用した業務の流れは、下記のとおりです。





2.2.2. 登録情報変更

システムを利用した業務の流れは、下記のとおりです。

システム利用者・会員 Web 申請

登録情報の変更を行います。
変更が完了すると、申請者と所属県技師会に対して変更通知メールが自動送信されます。

システム利用者・会員 申請書の提出

申請書の提出を行います。

県技師会（JART） 代行登録

申請書を受領し、代行で登録を行います。

県技師会（JART） 受付（または取下げ）

受付（または取下げ）処理を行います。
受付を完了すると、申請者に対して変更通知メールが自動送信されます。
JART が受付を行った場合は、所属県技師会に対して変更通知メールが自動送信されます。



2.2.7. 退会申請

システムを利用した業務の流れは、下記のとおりです。

会員 退会届の提出

退会届の提出を行います。

**県技師会** 代行登録

退会届を受領し、代行で登録を行います。

**県技師会** 受付（または取下げ）

受付（または取下げ）処理を行います。

**県技師会** 退会届送付

退会届を JART に送付します。

**JART** 受付（または差戻し）

退会届を受領し、受付（または差戻し）処理を行います。

**JART** 未納年会費の請求

未納年会費の請求処理を行います。

**会員** 未納年会費の納入

未納年会費の納入を行います。

**JART** 承認

未納年会費が納入された申請に対して、承認処理を行います。

**JART** 退会通知書データの出力・印刷

退会者に送付する退会通知書データ（Word 差し込み印刷）の出力・印刷を行います。
印刷した通知書を申請者に対して送付します。

**JART** 退会届の PDF 化、保管

退会届を PDF 化し、保管します。

**JART** 理事会データの出力

理事会への提出データ（Excel）の出力を行います。

**JART** 理事会への報告

理事会において、退会者の報告を行います。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 組織構成

平成26年4月1日現在

鹿児島県診療放射線技師会理事・監事

役職	氏名	勤務先
会長	池田 睦	鹿児島大学病院
副会長	新村 栄次	今給黎総合病院
監事	西元 広男	
監事	鮫嶋 宗俊	
表彰理事	大久保 光男	川内市医師会立市民病院
学術理事	藤崎 拓郎	鹿児島大学病院
学術理事	石本 裕二	福岡県すこやか健康事業団総合健診センター
財務理事	中島 祐二	鹿児島大学病院
福利厚生理事	原口 誠	JA厚生連健康管理センター
編集・広報理事	平田 勝	鹿児島市医師会病院
組織理事	佐藤 洋一	鹿児島市立病院
総務理事	藤坂 智史	鹿児島大学病院
鹿児島地域理事	坂下 周一郎	鹿児島大学病院
北薩地域理事	岡野 三男	丸田病院
霧島・始良地域理事	平賀 真雄	霧島市立医師会医療センター
大隅地域理事	島尻 末治	垂水中央病院
大島地域理事	田畑 一文	鹿児島県立大島病院
南薩地域理事	野中 康博	菊野病院
理事	瀬戸 和人	鹿児島市立病院
理事	齊藤 二郎	鹿児島市医師会病院
理事	藤崎 誠	南風病院

平成26年4月1日現在

北薩地域

役職	氏名	勤務先
地域理事	岡野 三男	(医)杏林会 丸田病院
財務	出水田 尚文	県立北薩病院
学術	古田 正成	出水総合医療センター
学術	前田 健一郎	川内市医師会立市民病院
福利厚生	春口 良久	寺田病院
編集	村野 和久	済生会川内病院
組織	児玉 康熙	済生会川内病院
広報	灰床 利隆	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター

平成26年4月1日現在

南薩地域

役職	氏名	勤務先
地域理事	野中 康博	菊 野 病院
総務	白澤 清英	小 原 病院
総務	中山 龍二	県立薩南病院
学術	長野 勝悟	馬 場 病院
学術	前迫 秀利	サザンリージョン病院
福利厚生	濱 田 耕	加世田病院
福利厚生	山崎 慎治	菊 野 病院
広報	松野下直美	徳久整形外科
組織表彰	國生 岳志	浩然会病院
財務	園田 実郎	久木田整形外科病院
補佐役	檜木 達矢	真 愛 病院
補佐役	江平 俊雄	唐仁原内科クリニック

平成26年4月1日現在

鹿児島地域

役職	氏名	勤務先
監事	石山 重行	鹿児島厚生連病院
監事	松下 芳正	今給黎総合病院
地域理事	坂下 周一郎	鹿児島大学病院
副地域理事	隈元 満広	総合病院 鹿児島生協病院
学術	有蘭 良一	鹿児島医療技術専門学校
学術	井ノ上 祐二	鹿児島共済会南風病院
学術	恵 智徳	今村病院分院
総務	中島 さおり	鹿児島厚生連病院
学術	新留 寿	鹿児島通信病院
広報	猿渡 悠樹	鹿児島生協病院
総務	梶 祐幸	鹿児島厚生連病院
広報	増井 飛沙人	鹿児島医療センター
広報	下園 大介	ヲサメ内科クリニック
広報	上釜 健作	今村病院

平成26年4月1日現在

大島地域

役職	氏名	勤務先
地域理事	田畑 一文	県立大島病院
学術担当	渡 幸二郎	県立大島病院
福利厚生担当	永山 貴之	奄美中央病院
編集広報担当	富永 有樹	名瀬徳洲会病院

平成26年4月1日現在

霧島・始良地域

役職	氏名	勤務先
地域理事	平賀 真雄	霧島市立医師会医療センター
世話人	鮫島 保人	国分生協病院
世話人	坂口 右己	霧島市立医師会医療センター
世話人	佐々木 崇	霧島市立医師会医療センター
世話人	小濱 剛	大井病院
世話人	小磯 美奈	鹿児島大学 霧島リハビリテーションセンター
世話人	西 謙一郎	加治木温泉病院

平成26年4月1日現在

大隅地域

役職	氏名	勤務先
地域理事	島児 末治	垂水市立医療センター垂水中央病院
総務	村山 孝二	大隅鹿屋病院
総務	深水 武	大隅鹿屋病院
学術	寺師 俊彦	前田内科
学術	永山 崇臣	大隅鹿屋病院
学術	白坂 記男	県民健康プラザ鹿屋医療センター
学術	餅原 信広	県民健康プラザ鹿屋医療センター
学術	熊谷 繁夫	昭南病院
福利厚生	山本 秀明	小倉記念病院
広報編集	松元 清高	小倉記念病院

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 研究会代表・世話人

平成26年4月1日現在

鹿児島県放射線治療技術研究会

役職	氏名	勤務先
代表	豊田 雅彦	鹿児島大学病院
事務局(総務)	大迫 俊一	さがらパース通りクリニック
会計	川本 和弘	国立病院機構 鹿児島医療センター
会計	竹下 元士	鹿児島大学病院
世話人	白坂 記男	県民健康プラザ鹿屋医療センター
世話人	岩元 博史	鹿児島市立病院
世話人	松下 芳正	今給黎総合病院
世話人	福丸 智美	さがらパース通りクリニック
世話人	和田 清隆	メディポリス医学研究財団
世話人	奥 好史	鹿児島大学病院

平成26年4月1日現在

鹿児島超音波研究会

役職	氏名	勤務先
会長(代表)	平賀 真雄	霧島市立医師会医療センター
事務局	塩屋 晋吾	霧島市立医師会医療センター
世話人	西 憲文	鹿児島厚生連病院
世話人	下園 大介	ヲサメ内科クリニック
世話人	國生 岳士	指宿浩然会病院
世話人	原口 織歌	相良病院
世話人	久保 幸子	南風病院
世話人	上釜 健作	今村病院

平成26年4月1日現在

鹿児島MRI研究会

役職	氏名	勤務先
代表	藤崎拓郎	鹿児島大学病院
世話人	浮田啓一郎	今給黎総合病院
世話人	吉村 洋一	鹿児島市医師会病院
世話人	中原 武志	南風病院
世話人	中窪 広昌	今村病院分院
世話人	秋葉 裕史	川内医師会立市民病院
世話人	永山 崇臣	大隅鹿屋病院
会計	本村 江利子	鹿児島大学病院
世話人	佐々木 雅史	鹿児島大学病院
世話人	岩永 崇	鹿児島大学病院
世話人	吉永 利彦	鹿児島大学病院
世話人	大久保 光男	川内医師会立市民病院

平成26年4月1日現在

鹿児島乳腺画像研究会

役職	氏名	勤務先
代表	隈 浩司	鹿児島市立病院
会計	平原 茜	鹿児島市立病院
世話人	篠原 なつき	今給黎総合病院
世話人	本村 江利子	鹿児島大学病院
世話人	岡本 瑠美	相良病院附属ブレストケアセンター
世話人	福元 裕梨	さがらパース通りクリニック
世話人	田口 利樹	相良病院
世話人	松野下直美	徳久整形外科
世話人	井手 正博	井ノ上病院
世話人	永野 喜之	寺田病院

平成26年4月1日現在

鹿児島X線撮影研究会

役職	氏名	勤務先
代表	馬場隆行	今村病院分院
監査	渡邊義治	清泉クリニック
世話人	大園健一	鹿児島大学病院
監査	伊藤大助	米盛病院
世話人	屋部太輔	米盛病院
世話人	有蘭良一	鹿児島医技専
世話人	山神昭彦	恒心会おぐら病院
会計	山崎慎治	菊野病院
世話人	松野下直美	徳久整形外科
世話人	柳川あやみ	南風病院
世話人	丸尾美由紀	今給黎総合病院

平成26年4月1日現在

鹿児島CT研究会

役職	氏名	勤務先
代表	新村栄次	今給黎総合病院
世話人	四本斉	今給黎総合病院
世話人	坂下周一郎	鹿児島大学病院
世話人	増井飛沙人	鹿児島医療センター
世話人	西元辰也	鹿児島市立病院
世話人	原口宏典	鹿児島厚生連病院
世話人	内田一正	鹿児島市医師会病院
世話人	坂口右己	霧島市医師会医療センター
世話人	小浜剛	大井病院
世話人	三反田正紀	南風病院
世話人	恵智徳	今村病院分院

平成26年4月1日現在

鹿児島県診療放射線技師女性の集い

役職	氏名	勤務先
代表	松野下 直美	徳久整形外科
世話人	新村 栄次	今給黎総合病院
世話人	市木 由美	相良病院附属プレストセンター
世話人	本村 江利子	鹿児島大学病院
会計	丸尾 美由紀	今給黎総合病院
世話人	今田 万里代	鹿児島市立病院
世話人	田崎 夕里	鹿児島県民総合保健センター
世話人	原口 織歌	相良病院附属プレストセンター
世話人	黒木 寿恵	今村病院
世話人	弓場 翔美	今村病院分院

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 部会代表・世話人

放射線機器管理士部会

役職	氏名	勤務先	就任歴	備考
部会長	西元辰也	鹿児島市立病院	発足時より	
世話人	橋口満	鹿児島市医師会病院	発足時より	
世話人	三反田 正紀	南風病院	発足時より	

鹿児島県医療画像情報制度管理士部会

役職	氏名	勤務先	就任歴	備考
部会長	島見末治	垂水中央病院	平成25年4月	

放射線管理士部会

役職	氏名	勤務先	就任歴	備考
部会長	藤崎拓郎	鹿児島大学病院		

規定集編集後記

私の手元に原稿や資料が集まり6か月、ようやく規定集の発行となりました。当初「2か月程忙しくなるな～」と考えていましたが、長くかかってしまいました。何度変更や作り直しをした事か、後輩からは「まだやってるんですか～～、終わったんじゃないんですか～～」と、たしかに数か月前手伝ってもらいました、『あの時はありがとう』と感謝しつつ編集作業の繰り返し、時間はかかりましたがようやく出来上がりました、また、公益社団法人移行一周年記念式典・講演及び祝賀会の記事と一緒に、とても充実した内容の記念誌となりました。ご協力いただいたみなさま本当にありがとうございます。

編集者

新村 栄次・大久保 光男・藤崎 拓郎・石本 祐二・中島 祐二
原口 誠・藤坂 智史・坂下 周一郎・岡野 三男・平賀 真雄
島児 末治・田畑 一文・野中 康博・藤崎 誠・西元 辰也
豊田 雅彦・隈 浩司・馬場 隆行・松野下 直美

編集委員

池田 睦・平田 勝・佐藤 洋一・瀬戸 和人・斉藤 二郎

